



長野県報

3月19日(木)
平成27年
(2015年)
第2658号

目次

条 例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(消防課) ……………	7
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(交通政策課、医療推進課、食品・生活衛生課、薬事管理課、水大気環境課、建築住宅課) ……………	7
職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ……………	16
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ……………	17
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事課) ……………	33
長野県情報公開条例の一部を改正する条例(情報公開・法務課) ……………	34
長野県職員定数条例の一部を改正する条例(行政改革課) ……………	34
長野県行政手続条例の一部を改正する条例(行政改革課) ……………	34
資金積立基金条例の一部を改正する条例(文化政策課、私学・高等教育課) ……………	35
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(介護支援課) ……………	36
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(介護支援課) ……………	46
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(障がい者支援課) ……………	46
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(薬事管理課、森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室) ……………	47
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例(資源循環推進課) ……………	47
信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例(産業立地・経営支援課) ……………	47
長野県県税条例及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例(森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室) ……………	47
長野県都市公園条例の一部を改正する条例(都市・まちづくり課) ……………	48
屋外広告物条例の一部を改正する条例(都市・まちづくり課) ……………	48
長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例(建築住宅課) ……………	49
政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(総務課) ……………	49
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課) ……………	49
長野県学校職員定数条例(教育総務課) ……………	49
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課) ……………	50
長野県いじめ防止対策推進条例(教学指導課心の支援室) ……………	66
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(警務課) ……………	68
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課) ……………	68
長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例(組織犯罪対策課) ……………	78
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(交通企画課、東北信運転免許課) ……………	78

規 則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ……………	80
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ……………	80
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ……………	81

告 示

平成27年2月26日成立した平成26年度補正予算の要領(財政課)	83
平成27年3月13日成立した平成26年度補正予算の要領(財政課)	84
平成27年3月13日成立した平成27年度予算の要領(財政課)	87
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	92
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課)	92
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	94
公共測量の終了(建設政策課)	95
都市計画の決定及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課)	95
建築基準法に基づく建築物に係る制限(建築住宅課)	95
建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(建築住宅課)	96
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	96
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	96

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課)	97
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	97
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止(都市・まちづくり課)	97
都市計画区域の指定(都市・まちづくり課)	97
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	98
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	98
建築基準法に基づく指定した道路の廃止(建築住宅課)	98
一般競争入札(3件)(企業局)	98

本号で公布された条例のあらまし

◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等を応援することにより、円滑かつ安定的な消防団の活動を確保するため、これらの法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を平成29年度（改正前：平成26年度）まで延長するとともに、資本金3,000万円を超える法人も対象に加えました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日（一部の規定は、同年5月29日、同年6月1日、同年6月25日）から施行します。

◇ 職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 職務に専念する義務の特例に関する条例
教育長が職務専念義務のある特別職とされたため、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に、教育委員会がその義務を免除することができることとしました。
 - (2) 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例
他の特別職との均衡を考慮し、教育長の宿泊料及び食卓料を引き上げました。
 - (3) 長野県教育委員会の委員の数を定める条例
教育長は教育委員会の構成員ではあるが委員ではないこととされたため、委員の数を5人（改正前6人）としました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、次のとおり給与制度の総合的見直し及び昇給制度の見直しを行ったほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与制度の総合的見直し
 - ア 給料表の引下げ（平均△1.2%）
 - ・ 世代間の給与配分を見直し、中高年齢層を中心に引下げ
 - ・ 経過措置として、施行日前日の現給を3年間保障
 - イ 地域手当の引上げ
支給率を2.0%（改正前1.5%）に引上げ
 - ウ 単身赴任手当の引上げ
基礎額を30,000円（改正前23,000円）に、加算額を16,000円（改正前12,000円）以内に引上げ
 - (2) 昇給制度の見直し
55歳を超える職員の標準昇給号俸数を2号俸から1号俸に抑制
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 退職手当の調整額について、国家公務員に準じて次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与制度の総合的見直しによる給料月額の下げにより、給料月額を算定の基礎としている退職手当の支給水準が低下することを踏まえ、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、調整額の算出根拠となる調整月額を引き上げました。
 - (2) 勤続期間24年以下の退職者についても、行政職主任級の区分の調整額を支給することとしました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 長野県学校職員定数条例の制定に合わせ、知事の事務部局の職員の定数に県立大学の職員の定数を加えたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県行政手続条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、県民の権利利益の保護に資するため次の手続を新設することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める手続
 - (2) 法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分又は行政指導を求める手続
 - (3) 行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等を明示
- 2 この条例は、平成27年4月1日(一部の規定は、公布の日)から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 次に掲げる基金を新設することとしました。
 - (1) 長野県文化振興基金
 - (2) 「ルートイングループ・永山勝利」大学修学等支援基金
- 2 長野県地域経済活性化・雇用創出臨時基金を廃止しました。
- 3 この条例は、公布の日(「ルートイングループ・永山勝利」大学修学等支援基金の新設については、平成27年4月1日)から施行します。

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 介護保険法の一部改正により、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が市町村の行う地域支援事業に移行されたことなどに伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) イの条例について介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定を削除するとともに、ア及びイの条例について緊急時の短期利用への対応、効果的リハビリテーションの提供のため他の事業所との連携強化等に係る規定を設けました。
 - ア 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
 - イ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
 - (2) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例について、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするなどの規定を設けました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 「指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、なお効力を有することとされた「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」について、介護予防通所介護事業所がその設備を利用し、宿泊サービスを実施する場合に届出を求めることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に障害児本人や障害児が通う施設を加えるとともに、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者等の基準を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により保健所設置市に法定移譲された高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可等の事務について、条例から削除したほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日(一部の規定は、同年5月29日)から施行します。

◇ 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 再生利用業者指定制度について、次のとおり改正を行いました。
 - (1) 事業が営利を目的としないものであること等の指定基準に適合しなくなった場合に、事業の停止又は指定の取消しができるようになりました。
 - (2) 指定の更新申請の審査中に当該指定の有効期間が満了した場合には、その処分がされるまでの間は、従前の指定を有効としました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 製造業等のものづくり産業を営む法人等が行う投資を応援することにより、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、当該法人等に対する不動産取得税の課税免除及び補助の対象期間を平成29年度(改正前:平成26年度)まで延長しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称の改正に伴い、次の条例について同法を引用している規定の改正を行いました。
 - (1) 長野県県税条例
 - (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例
- 2 この条例は、平成27年5月29日から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 松本平広域公園総合球技場のスタンドの内壁における広告掲出の機会の増加を図るため、当該広告掲出に係る使用料を1平方メートルにつき1日1,300円と定めました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 景観法に基づく景観行政団体である駒ヶ根市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 宅地建物取引業法の一部改正に伴い、宅地建物取引主任者が宅地建物取引士に改称されることにより、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成27年3月31日までの特例(減額)期間を引き続き1年間延長し、平成28年3月31日までとすることをしました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員会に説明のため出席を要求することができる者に関する事項について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員定数条例(条例第22号)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県立学校職員及び市町村立学校職員の定数を定めました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、次のとおり給与制度の総合的見直し及び昇給制度の見直しを行ったほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与制度の総合的見直し
給料表の引下げ(平均△1.2%)
 - ・ 世代間の給与配分を見直し、中高年齢層を中心に引下げ
 - ・ 経過措置として、施行日前日の現給を3年間保障
 - (2) 昇給制度の見直し
55歳を超える学校職員の標準昇給号俸数を2号俸から1号俸に抑制
- 2 教員の学校における非常災害時業務等の困難性や特殊性等を考慮し、教員特殊業務手当の上限額を8,000円(改正前6,400円)に改定しました。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県いじめ防止対策推進条例(条例第24号)

- 1 いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定しました。
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、平成27年4月1日)から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,455人(改正前3,436人)に改定したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、次のとおり給与制度の総合的見直し及び昇給制度の見直しを行ったほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与制度の総合的見直し
給料表の引下げ(平均△1.2%)
 - ・ 世代間の給与配分を見直し、中高年齢層を中心に引下げ
 - ・ 経過措置として、施行日前日の現給を3年間保障
 - (2) 昇給制度の見直し
55歳を超える警察職員の標準昇給号俸数を2号俸から1号俸に抑制
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 旧少年院法が廃止され、新たに少年院法及び少年鑑別所法が制定されたことに伴い、旧少年院法を引用している規定の改正を行いました。
- 2 この条例は、少年院法の施行の日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日(一部の規定は、同年6月1日)から施行します。

条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年 3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下のものに限る。)」を削り、同項第2号中「2人」を「2人(資本金の

額又は出資金の額が3,000万円を超え1億円以下の法人にあっては3人、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては5人)」に改め、同条第3項第1号中「平成21年4月1日から平成27年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に改め、同項第2号中「平成27年度分」を「平成30年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(不均一課税に関する規定の適用)

2 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

消防課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年 3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第2号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項の次に次のように加える。

3の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)第4条第1項の規定により行うこととされた道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客運送者の登録(更新の登録を除く。)の申請(市町村が行うものを除く。(2)において同じ。)に対する審査	1 件	15,000円
(2) 道路運送法施行令第4条第1項の規定により行うこととされた道路運送法第79条の7第1項の規定による自家用有償旅客運送者の変更登録(自家用有償旅客運送の種別の増加又は運送の区域の増加(登録を受けている運送の区域の属する市町村内における運送の区域の増加を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査	〃	3,000円

別表第1の15の項を次のように改める。

15 削除

別表第1の19の項中「」に関する」を「。以下この項において「法」という。)に関する」に、「(1) 食品衛生法」を「(1) 法」に、

(2) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定による営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業、魚肉ねり製品製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業又は酒類製造業	新規	1 件	16,000円	を
--	--	----	-----	---------	---

(2) 法第48条第6項第3号に規定する養成施設の登録の申請に対する審査			1 件	150,000円	に改め、
(3) 法第48条第6項第4号に規定する講習会の登録の申請に対する審査			〃	90,000円	
(4) 法第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定による営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業、魚肉ねり製品製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業又は酒類製造業	新規	〃	16,000円	

同項の備考の2中「食品衛生法」を「法」に改め、同表の26の2の項中	5,200円	を	5,300円	に改め、
	9,100円		9,200円	

同表の27の項中

(3) 法第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査	1 羽	5 円	を
-------------------------------	-----	-----	---

(3) 法第12条第5項第3号に規定する養成施設の登録の申請に対する審査	〃	150,000円
(4) 法第12条第5項第4号に規定する講習会の登録の申請に対する審査	〃	90,000円
(5) 法第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査	1羽	5円

に、

「(4)」を「(6)」に、「(5)」を「(7)」に改め、同表の28の項中 「 6,800円 」 を 「 6,900円 」 に改め、同表の30

の項中 「 28,100円 / 15,100円 」 を 「 28,500円 / 15,200円 」 に、「 10,500円 」 を 「 10,600円 」 に、

「 6,600円 / 10,700円 」 を 「 6,700円 / 10,800円 」 に改め、同表の31の項中 「 11,800円 」 を

「 11,900円 」 に改め、同表の32の項中 「 15,000円 」 を 「 15,200円 」 に改め、同表の33の項中

「 71,000円 / 48,700円 」 を 「 71,200円 / 48,900円 」 に改め、同表の34の2の項中「第22条第4項の規定による」を「第22条第4項

に規定する」に、

(3) 法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	〃	220,000円
--	---	----------

を

(3) 法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	〃	220,000円
(4) 法第29条の規定による指定調査機関の指定の申請に対する審査	〃	30,900円
(5) 法第32条第1項に規定する指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	〃	24,800円

に改め、

同表の34の3の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第9条第1項の規定による第一種フロン類回収業者」を「第27条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業者」に、「第12条第1項の規定による第一種フロン類回収業者」を「第30条第1項に規定する第一種フロン類充填回収業者」に改め、同表の60の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表の68の項中

(1) 法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 法第6条第5項の規定による構造計算適合性判定を行わない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	1件	6,000円
			(4) (7)以外のもの	〃	10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	10,000円
			(4) (7)以外のもの	〃	16,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	16,000円
			(4) (7)以外のもの	〃	26,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	26,000円
			(4) (7)以外のもの	〃	50,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	42,000円
			(4) (7)以外のもの	〃	66,000円

		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	97,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	210,000円	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	350,000円	
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	610,000円	
	イ	法第6条第5項の規定による構造計算適合性判定のうち法第20条第2号のイ又は第3号のイに規定するプログラムによる構造計算に係るものを行う場合	〃	<p>アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額</p> <p>(ア) 構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（以下「構造計算床面積の合計」という。）が1,000平方メートル以内のもの 100,000円</p> <p>(イ) 構造計算床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(ウ) 構造計算床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 140,000円</p> <p>(エ) 構造計算床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(オ) 構造計算床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 310,000円</p>	を
	ウ	法第6条第5項の規定による構造計算適合性判定を行う場合（イの場合を除く。）	〃	<p>アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額</p> <p>(ア) 構造計算床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 150,000円</p> <p>(イ) 構造計算床面積の合計が1,000平</p>	

				方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 200,000円 (ウ) 構造計算床面積 の合計が2,000平方 メートルを超え 1万平方メートル 以内のもの 240,000円 (イ) 構造計算床面積 の合計が1万平方 メートルを超え5 万平方メートル以 内のもの 310,000円 (オ) 構造計算床面積 の合計が5万平方 メートルを超える もの 580,000円
(2) 法第6条第5項又は 第18条第4項の規定に よる構造計算適合性判 定	ア 法第20条第 2号のイ又は 第3号のイに 規定するプロ グラムによる 構造計算に係 るものを行う 場合	構造計算床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	〃	100,000円
		構造計算床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	120,000円
		構造計算床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	130,000円
		構造計算床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	170,000円
		構造計算床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	300,000円
	イ ア以外の場 合	構造計算床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	〃	140,000円
		構造計算床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	190,000円
		構造計算床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	230,000円
		構造計算床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	300,000円
		構造計算床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	560,000円
(1) 法第6条第1項(法 第87条第1項において 準用する場合を含む。)の 規定による確認の申 請に対する審査	床面積の合計が 30平方メートル 以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	1 件	6,000円
		イ ア以外のもの	〃	10,000円
	床面積の合計が 30平方メートル を超え100平方 メートル以内の もの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	〃	10,000円
		イ ア以外のもの	〃	16,000円
	床面積の合計が 100平方メー トルを超え200平 方メートル以内 のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	〃	16,000円
		イ ア以外のもの	〃	26,000円

	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	〃	26,000円	に、
		イ ア以外のもの	〃	50,000円	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	〃	42,000円	
		イ ア以外のもの	〃	66,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		〃	97,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		〃	210,000円	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの		〃	350,000円	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		〃	610,000円	
(2) 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定	ア 法第20条第1項第2号のイ又は第3号のイに規定するプログラムによる構造計算に係るものを行う場合	構造計算適合性判定を行う部分の床面積(以下この項において「構造計算床面積」という。)が1,000平方メートル以内のもの	〃	100,000円	に、
		構造計算床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	120,000円	
		構造計算床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	130,000円	
		構造計算床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	170,000円	
		構造計算床面積が5万平方メートルを超えるもの	〃	300,000円	
	イ ア以外の場合	構造計算床面積が1,000平方メートル以内のもの	〃	140,000円	
		構造計算床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	190,000円	
		構造計算床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	230,000円	
		構造計算床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	〃	300,000円	
		構造計算床面積が5万平方メートルを超えるもの	〃	560,000円	
「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「第18条第18項」を「第18条第20項」に、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認」を「認定」に、					
「					
(6) 法第18条第2項の規定による通知に対する審査		〃	(1)のアからウまでに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアからウまでに定める額		を
「					
(6) 法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		〃	120,000円		に、
(7) 法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知に対する審査		〃	(1)に定める区分に応じ、それぞれ(1)に定める額		
「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、					

「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に、「(19)」を「(20)」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に、「(22)」を「(23)」に、「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(25)」に、「(25)」を「(26)」に、「(26)」を「(27)」に、「(27)」を「(28)」に、「(28)」を「(29)」に、「(29)」を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(34)」を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、「(41)」を「(42)」に、「(42)」を「(43)」に、

(43) 法第86条の8第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特例の認定又は変更の申請に対する審査	(イ) (7)以外のもの	〃	120,000円	を
(44) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	〃	〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額	
(45) 法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額	

(44) 法第86条の8第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特例の認定又は変更の申請に対する審査	(イ) (7)以外のもの	〃	120,000円	に、
--	--------------	---	----------	----

「(46) 法」を「(45) 法」に、「(47)」を「(46)」に、「(48)」を「(47)」に、「(46)のA」を「(45)のA」に、「(49) 法」を「(48) 法」に、「(50)」を「(49)」に、

(51) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	〃	(49)のA及びイに定める区分に応じ、それぞれ(49)のA及びイに定める額	を
--	---	---	---------------------------------------	---

(50) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	〃	(48)のA及びイに定める区分に応じ、それぞれ(48)のA及びイに定める額	に改め、
(51) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	〃	27,000円	

同項の備考の2中「この項の(1)のA」を「この項の(1)」に、「(7)」を「A」に、「(4)」を「イ」に、「Aに」を「(1)に」に改め、同備考の3中「この項の(1)のイの(7)から(4)まで、ウの(7)から(4)まで及び(2)」を「この項の(2)」に改め、「の合計」を削り、同備考の4中「この項の(46)」を「この項の(45)」に改め、同備考の7中「この項の(47)」を「この項の(46)」に改め、同表の69の項中「書換え交付又は」を削り、

(3) 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	〃	〃	16,900円	を
---------------------------------------	---	---	---------	---

(3) 建築士法第5条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	〃	〃	5,900円	に、「(4)」
(4) 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	〃	〃	16,900円	

を「(5)」に改め、同表の70の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「取引主任者証の交付」を「宅地建物取引士証の交付」に、

(6) 法第22条の3第1項の規定による取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査	〃	〃	4,500円	を
---	---	---	--------	---

(6) 法第22条の3第1項の規定による宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査	〃	〃	4,500円	に改め、
(7) 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の15第1項の規定による宅地建物取引士証の再交付	〃	〃	4,500円	

同表の74の3の項中「68の項の(1)のアからウまで及び(4)」を「68の項の(1)」に、「同項の(1)のアからウまで及び(4)」を「同項の(1)」に改め、同表の74の4の項の備考以外の部分を次のように改める。

74の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区		分		単 位	金 額
(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された場合	1戸建ての住宅		1 戸	17,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	”	6,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	”	5,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	”	3,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	”	3,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	”	3,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	”	2,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	”	2,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	”	2,000円
	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しが提出された場合	1戸建ての住宅		”	15,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	”	11,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	”	9,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	”	6,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	”	5,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	”	4,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	”	4,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	”	3,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	”	3,000円
ウ ア及びイ以外の場合	1戸建ての住宅		”	44,000円	
	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	”	20,000円	

			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	16,000円	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	13,000円	
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	11,000円	
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	10,000円	
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	9,000円	
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	8,000円	
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	8,000円	
(2) 法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更	(7) 適合証が提出された場合			〃	2,000円
		(イ) 設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	1戸建ての住宅		〃	3,000円
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	2,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	2,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	1,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	1,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	1,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	1,000円
				(ウ) (7)及び(イ)以外の場合	1戸建ての住宅	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの		〃	7,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの		〃	6,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの		〃	5,000円

		1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	4,000円
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	4,000円
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	3,000円
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	3,000円
		1棟の戸数が300を超えるもの	〃	3,000円
	イ ア以外の変更		1 件	2,000円
(3)	法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		〃	2,000円
(4)	法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		〃	2,000円

別表第1の74の4の項の備考の1中「(1)のア若しくはイ」を「(1)のアからウまで」に改め、同備考の2中「68の項の(1)のアからウまで」を「68の項の(1)」に、「同項の(1)のアからウまで」を「同項の(1)」に改め、同表の74の5の項中「68の項の(1)のアからウまで」を「68の項の(1)」に、「同項の(1)のアからウまで」を「同項の(1)」に改める。

別表第2中「第4条第2項又は第3項」を「第5条第1項」に改め、「書換え交付又は」を削り、

建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(3)に掲げる額	を
建築士法第10条の21第1項において読み替えて適用される同法第5条第3項の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付	建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(3)に掲げる額	に、
建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(4)に掲げる額	」

「別表第1の69の(4)」を「別表第1の69の(5)」に、「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の60の項の改正規定 平成27年5月29日
- (2) 別表第1の68の項、74の3の項、74の4の項の備考の2及び74の5の項の改正規定 平成27年6月1日
- (3) 別表第1の69の項の改正規定及び別表第2の改正規定（「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める部分を除く。） 平成27年6月25日

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第17条の規定による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により実施した歯科技工士国家試験に係る歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の15の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

交通政策課 医療推進課 食品・生活衛生課 業事管理課 水大気環境課 建築住宅課
--

職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第3号

職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基き」を「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項及び法第9条の2第12項において準用する場合を含む。)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定により」に改める。

第4条を次のように改める。

(地方公営企業の管理者、教育長及び人事委員会の常勤の委員に対する準用)

第4条 前条第1項の規定は、地方公営企業の管理者、教育長及び人事委員会の常勤の委員について準用する。この場合において、同項中「次の各号」とあるのは地方公営企業の管理者及び教育長については「第1号から第6号まで」と、人事委員会の常勤の委員については「第1号又は第2号」と、「任命権者又はその委任を受けた者」とあるのは教育長については「教育委員会」と、同項第3号中「特別職」とあるのは地方公営企業の管理者及び教育長については「他の特別職」と読み替えるものとする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員等の給与に関する条例

第1条及び第2条第1項中「及び教育長」を削る。

別表第3の2中	非常勤の監査委員		23,000円	81,600円	を
	教育委員会の委員	委員長	25,600円	94,000円	
		委員	23,000円	65,600円	

非常勤の監査委員	23,000円	81,600円	に改める。
教育委員会の委員	23,000円	65,600円	

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

第1条及び第2条第1項中「及び教育長」を削る。

別表第1中	議会の副議長及び議員	14,800	3,000	を	教 育 長	14,800	3,000
	教 育 長	13,100	2,600		議会の副議長及び議員	13,100	2,600
	人事委員会の委員				人事委員会の委員		

に、「特別職の職員等の給与に関する条例」を「特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例」に改める。

(長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第4条 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第61条第2項中第21号を第22号とし、第11号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。次項において「旧地教法」という。)第16条第1項に規定する教育長

第61条第3項第2号中ケをコとし、イからクまでをウからケまでとし、同号のア中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同アを同号のイとし、同イの前に次のように加える。

ア 旧地教法第16条第1項に規定する教育長

(長野県教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正)

第5条 長野県教育委員会の委員の数を定める条例(平成11年長野県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正等に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現在に職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第1条の規定による改正後の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条及び第4条の規定、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第2条第1項及び別表第3の2の規定並びに第3条の規定による改正後の特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例第1条、第2条第1項及び別表第1の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条及び第4条の規定、第2条の規定による改正前の特別職の職員等の給与に関する条例第1条、第2条第1項及び別表第3の2の規定並びに第3条の規定による改正前の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例第1条、第2条第1項及び別表第1の規定は、なお効力を有する。

(長野県教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現在に職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における第5条の規定による改正後の長野県教育委員会の委員の数を定める条例本則の規定の適用については、同条例本則中「5人」とあるのは、「6人」とする。

人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第4号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「2号俸」を「1号俸」に改める。

第17条の3第1項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項第7号中「100分の1.5」を「100分の3」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 8級地 100分の2

第17条の4中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第21条の5中「2万3,000円」を「3万円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改める。

第27条中「100分の7.75」を「100分の8.25」に改める。

第31条の2第1項及び第2項を次のように改める。

第12条の2第1項の規定による人事委員会規則で指定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要による勤務時間条例第2条第6項、第8項及び第9項並びに第15条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)における勤務

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要による週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間における勤務

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる勤務 1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる勤務 6,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

第45条の2第2項中「、第4章の2」を削る。

附則第5項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則第19項の前の見出し中「における」を「及び平成27年4月1日における」に改める。

附則第21項を附則第22項とする。

附則第20項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第21項とし、附則第19項の次に次の1項を加える。

20 平成27年4月1日において47歳以上の職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員及び再任用職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の平成27年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,300	190,100	226,800	261,600	288,700	319,900	364,700	411,000	462,000
	2	140,500	191,900	228,400	263,700	290,900	322,100	367,400	413,500	465,100
	3	141,700	193,700	230,000	265,700	293,200	324,400	369,900	416,000	468,200
	4	142,800	195,600	231,600	267,800	295,400	326,600	372,500	418,400	471,200
	5	143,900	197,200	233,200	269,700	297,500	329,000	374,700	420,300	474,200
	6	145,000	199,000	235,000	271,700	299,800	331,000	377,200	422,700	477,300
	7	146,100	200,800	236,600	273,900	302,100	333,200	379,600	424,800	480,300
	8	147,200	202,700	238,200	276,000	304,500	335,500	382,200	427,000	483,500
	9	148,400	204,400	239,800	278,100	306,600	337,600	384,700	429,100	486,200
	10	149,800	206,200	241,400	280,100	308,900	339,800	387,400	431,200	489,300
	11	151,100	208,000	243,100	282,300	311,100	341,900	390,100	433,300	492,400
	12	152,400	209,800	244,700	284,400	313,500	344,200	392,800	435,400	495,500
	13	153,700	211,300	246,300	286,400	315,700	346,200	395,200	437,200	498,200
	14	155,200	213,100	247,800	288,600	317,800	348,200	397,600	439,000	500,600
	15	156,800	214,800	249,400	290,600	320,100	350,300	399,800	441,000	502,900
	16	158,400	216,600	250,900	292,700	322,200	352,400	402,200	443,000	505,200
	17	159,700	218,400	252,400	294,700	324,300	354,300	404,000	445,000	507,400
	18	161,200	220,100	254,300	296,800	326,300	356,300	406,100	446,800	508,800
	19	162,700	221,800	256,100	298,900	328,500	358,200	408,000	448,600	510,300
	20	164,300	223,400	258,000	300,900	330,500	360,200	409,800	450,300	511,700
	21	165,700	225,000	259,700	303,000	332,500	362,200	411,700	452,200	512,900
	22	168,400	226,800	261,600	305,200	334,600	364,100	413,600	453,700	514,400
	23	171,000	228,500	263,500	307,200	336,700	366,100	415,400	455,100	515,900
	24	173,700	230,100	265,300	309,300	338,800	368,100	417,300	456,600	517,400
	25	176,400	231,600	267,300	311,100	340,400	370,100	419,100	458,000	518,500
	26	178,100	233,200	269,200	313,300	342,300	372,000	420,600	459,300	519,600
	27	179,900	234,800	271,000	315,400	344,400	374,100	422,200	460,700	520,800
	28	181,600	236,200	273,000	317,400	346,300	376,100	423,800	461,900	522,100
	29	183,100	237,600	274,700	319,500	348,000	377,600	425,400	462,900	523,100
	30	184,900	238,800	276,600	321,500	349,900	379,400	426,700	463,600	524,000
	31	186,700	240,000	278,500	323,600	351,900	381,200	428,000	464,400	524,900
	32	188,500	241,300	280,300	325,700	353,700	382,900	429,300	465,100	525,800
	33	190,100	242,700	282,100	327,300	355,600	384,700	430,500	465,800	526,600
	34	191,600	244,100	284,000	329,300	357,400	386,100	431,800	466,600	527,500
	35	193,100	245,400	285,800	331,300	359,300	387,600	433,100	467,300	528,200
	36	194,600	246,700	287,700	333,400	361,000	389,200	434,300	468,000	528,700
	37	196,000	247,700	289,500	335,400	362,400	390,700	435,500	468,500	529,400
	38	197,300	249,200	291,200	337,300	363,700	391,900	436,400	469,100	530,100
	39	198,600	250,900	293,000	339,300	365,100	393,100	437,200	469,700	530,900
	40	199,900	252,400	294,800	341,200	366,600	394,200	438,000	470,300	531,500
	41	201,200	253,800	296,600	343,200	367,900	395,300	438,600	470,800	532,000
	42	202,600	255,200	298,300	345,100	368,800	396,500	439,300	471,300	
	43	203,900	256,600	300,000	346,900	369,900	397,800	440,000	471,700	
	44	205,200	258,100	301,600	348,800	371,000	398,900	440,700	472,000	

	45	206,400	259,300	303,300	350,300	371,800	399,600	441,500	472,300	
	46	207,700	260,600	305,100	351,800	372,700	400,300	442,300		
	47	209,000	262,000	306,700	353,300	373,600	401,000	442,700		
	48	210,400	263,400	308,400	354,800	374,600	401,700	443,400		
	49	211,500	264,700	309,600	356,400	375,500	402,300	443,900		
	50	212,600	265,900	311,100	357,200	376,300	402,900	444,400		
	51	213,700	267,200	312,800	358,500	377,100	403,400	444,800		
	52	214,800	268,500	314,400	359,500	377,900	403,800	445,200		
	53	216,000	269,600	316,000	360,400	378,600	404,200	445,600		
	54	217,000	270,700	317,600	361,500	379,300	404,500	446,000		
	55	218,000	272,000	319,200	362,400	380,000	404,800	446,400		
	56	219,100	273,400	320,800	363,500	380,700	405,200	446,700		
	57	219,900	274,500	322,300	364,400	381,200	405,500	447,000		
	58	220,900	275,500	323,500	365,100	381,900	405,800	447,400		
	59	221,800	276,600	324,700	365,800	382,500	406,100	447,700		
	60	222,800	277,700	325,900	366,600	383,200	406,400	448,000		
	61	223,600	278,900	326,600	367,000	383,600	406,700	448,300		
再任用	62	224,600	279,900	327,600	367,600	384,300	407,000			
職員以	63	225,600	280,900	328,400	368,300	384,900	407,300			
外の職	64	226,700	281,900	329,200	369,000	385,500	407,600			
員	65	227,400	282,700	330,100	369,300	385,900	407,900			
	66	228,400	283,600	330,500	370,000	386,500	408,200			
	67	229,400	284,400	331,200	370,700	387,100	408,500			
	68	230,500	285,300	332,000	371,400	387,700	408,800			
	69	231,300	286,300	332,800	371,700	388,100	409,000			
	70	232,100	287,100	333,500	372,300	388,600	409,300			
	71	232,900	287,900	334,200	373,000	389,100	409,600			
	72	233,800	288,800	334,900	373,600	389,800	409,900			
	73	234,600	289,600	335,500	373,900	390,100	410,100			
	74	235,300	290,100	336,100	374,600	390,500	410,400			
	75	236,000	290,500	336,600	375,300	390,900	410,700			
	76	236,700	291,000	337,200	375,900	391,300	410,900			
	77	237,400	291,100	337,500	376,300	391,600	411,100			
	78	238,200	291,500	338,000	376,800	391,900	411,400			
	79	239,000	291,700	338,400	377,400	392,200	411,700			
	80	239,800	292,100	338,900	377,900	392,500	411,900			
	81	240,500	292,300	339,300	378,400	392,700	412,100			
	82	241,200	292,500	339,800	379,000	393,000	412,400			
	83	242,000	292,900	340,300	379,500	393,300	412,700			
	84	242,700	293,200	340,800	379,800	393,500	413,000			
	85	243,400	293,500	341,100	380,200	393,700	413,200			
	86	244,100	293,800	341,500	380,700	394,000				
	87	244,800	294,100	342,000	381,100	394,300				
	88	245,500	294,500	342,400	381,500	394,500				
	89	246,200	294,800	342,700	382,000	394,700				
	90	246,700	295,200	343,200	382,500	395,000				
	91	247,200	295,500	343,700	382,900	395,300				
	92	247,700	295,900	344,100	383,300	395,500				
	93	248,000	296,000	344,300	383,600	395,700				
	94		296,300	344,700	384,100					

	95		296,700	345,200	384,500					
	96		297,100	345,600	384,900					
	97		297,300	345,700	385,200					
	98		297,600	346,200	385,700					
	99		298,000	346,600	386,100					
	100		298,400	346,900	386,500					
	101		298,600	347,200	386,800					
	102		298,900	347,600						
	103		299,300	348,000						
	104		299,600	348,400						
	105		299,800	348,900						
	106		300,100	349,300						
	107		300,500	349,700						
	108		300,800	350,100						
	109		301,000	350,700						
	110		301,400	351,100						
	111		301,800	351,400						
	112		302,100	351,700						
	113		302,200	352,200						
	114		302,500							
	115		302,800							
	116		303,200							
	117		303,400							
	118		303,600							
	119		304,000							
	120		304,300							
	121		304,700							
	122		304,900							
	123		305,200							
	124		305,500							
	125		305,800							
再任用 職員		187,800	215,600	256,100	275,800	291,100	316,800	359,100	392,600	444,400

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	139,400	189,600	277,500	331,300	390,800
	2	140,600	192,100	280,000	333,500	393,700
	3	141,800	194,500	282,600	335,800	396,500
	4	142,900	197,000	285,100	337,900	399,400
	5	144,000	199,500	287,500	339,800	401,700
	6	145,300	201,800	289,800	341,900	404,400
	7	146,600	204,200	292,000	344,100	407,200
	8	147,900	206,400	294,200	346,200	409,900
	9	149,100	208,500	296,500	348,200	412,600
	10	150,800	210,900	299,300	350,200	415,300

	11	152,400	213,200	302,000	352,400	418,000
	12	154,000	215,500	304,900	354,400	420,900
	13	155,500	217,700	307,300	356,500	423,600
	14	157,500	220,200	310,000	358,500	426,300
	15	159,400	222,600	312,800	360,400	429,200
	16	161,400	225,000	315,600	362,300	431,900
	17	163,200	227,400	318,200	364,200	434,400
	18	165,500	230,200	320,500	366,100	437,100
	19	167,700	233,100	322,800	368,100	439,600
	20	169,800	236,100	325,000	370,100	442,200
	21	172,100	238,600	327,400	371,700	444,800
	22	174,500	241,300	329,400	373,700	447,400
	23	176,800	243,900	331,400	375,700	450,000
	24	179,100	246,600	333,500	377,600	452,600
	25	181,300	249,400	335,700	379,200	454,800
	26	183,400	251,800	337,600	380,900	457,100
	27	185,500	254,200	339,400	382,900	459,600
	28	187,700	256,600	341,300	384,800	462,200
	29	189,700	259,400	343,400	386,700	464,700
	30	191,500	261,600	345,100	388,600	467,200
	31	193,300	263,700	346,700	390,600	469,800
	32	195,100	265,900	348,400	392,600	472,300
	33	196,900	267,900	349,800	394,200	474,600
	34	198,800	270,000	351,300	396,000	477,100
	35	200,700	272,200	352,800	397,700	479,500
	36	202,700	274,300	354,300	399,500	482,000
	37	204,400	276,300	355,600	400,700	484,500
	38	206,300	277,800	357,000	402,200	487,000
	39	208,200	279,300	358,500	403,600	489,400
	40	210,100	281,000	359,900	405,000	492,000
	41	212,100	282,400	360,800	406,500	494,300
	42	214,000	283,600	361,900	407,800	496,500
	43	215,900	284,700	363,200	409,300	498,800
	44	217,800	285,800	364,300	410,900	501,000
	45	219,600	286,600	365,500	412,300	502,700
	46	221,500	287,900	366,800	413,600	504,200
	47	223,300	289,300	368,100	415,200	505,800
	48	225,100	290,500	369,300	416,800	507,400
	49	226,900	291,900	370,400	418,100	509,100
	50	228,700	293,200	371,700	419,500	510,500
	51	230,500	294,400	373,000	421,100	511,900
	52	232,200	295,600	374,400	422,500	513,400
	53	233,900	296,900	375,100	423,900	514,600
	54	235,700	298,100	376,100	425,300	515,800
	55	237,500	299,400	377,000	426,700	517,000
	56	239,100	300,600	378,000	428,100	518,200
再任用	57	240,700	301,700	378,800	429,300	519,100
職員以	58	242,100	302,900	379,600	430,600	520,100
外の職	59	243,300	304,200	380,300	432,000	521,100
員	60	244,400	305,400	381,000	433,300	522,200

61	245,700	306,400	381,600	434,100	523,300
62	246,800	307,500	382,400	435,000	524,200
63	247,900	308,600	383,300	436,000	524,900
64	249,100	309,700	384,200	437,000	525,600
65	250,400	310,700	384,800	437,900	526,400
66	251,700	311,900	385,600	438,700	527,200
67	252,900	313,000	386,400	439,300	528,000
68	253,900	314,100	387,200	440,100	528,800
69	254,900	315,200	387,800	440,500	529,500
70	256,400	316,200	388,500	441,100	530,400
71	258,000	317,300	389,200	441,600	531,200
72	259,400	318,400	390,000	442,100	532,000
73	260,800	319,200	390,700	442,600	532,700
74	262,200	320,300	391,300		
75	263,600	321,400	391,900		
76	265,000	322,500	392,600		
77	266,100	323,600	393,300		
78	267,300	324,600	393,900		
79	268,600	325,600	394,500		
80	269,800	326,500	395,100		
81	271,200	327,700	395,700		
82	272,500	328,500	396,300		
83	273,900	329,200	396,900		
84	275,100	330,000	397,600		
85	276,300	330,500	398,100		
86	277,500	331,000	398,600		
87	278,800	331,500	399,100		
88	280,000	332,000	399,800		
89	281,100	332,300	400,200		
90	282,300	332,800	400,700		
91	283,500	333,300	401,200		
92	284,700	333,800	401,900		
93	285,700	334,100	402,300		
94	286,700	334,500	402,800		
95	287,700	335,100	403,300		
96	288,800	335,600	404,000		
97	289,400	336,100	404,400		
98	290,300	336,600			
99	291,100	337,100			
100	292,000	337,600			
101	292,900	338,100			
102	293,600	338,600			
103	294,300	339,100			
104	295,000	339,600			
105	295,700	340,100			
106	296,300	340,500			
107	296,800	341,000			
108	297,300	341,400			
109	297,500	341,900			

	110	297,900	342,300			
	111	298,200	342,900			
	112	298,500	343,300			
	113	298,800	343,800			
	114	299,100	344,200			
	115	299,400	344,700			
	116	299,700	345,100			
	117	300,000	345,600			
	118	300,400	346,000			
	119	300,700	346,400			
	120	301,100	346,800			
	121	301,400	347,200			
再任用 職員		217,900	259,700	284,800	327,800	387,000

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,200	329,900	397,700	474,600
	2	245,700	333,000	400,600	477,000
	3	248,200	336,200	403,500	479,300
	4	250,800	339,300	406,500	481,600
	5	253,100	342,100	409,200	484,000
	6	256,900	345,500	412,000	486,200
	7	260,800	348,800	414,900	488,400
	8	264,600	352,200	417,700	490,600
	9	268,300	355,200	420,300	492,800
	10	272,300	358,500	423,100	494,900
	11	276,400	361,700	425,800	497,000
	12	280,400	364,900	428,600	499,200
	13	284,300	368,100	431,100	501,300
	14	288,400	371,800	433,600	503,400
	15	292,400	375,500	436,000	505,500
	16	296,500	379,200	438,600	507,700
	17	300,300	382,900	440,800	509,800
	18	304,000	385,600	443,200	511,800
	19	307,600	388,400	445,700	513,800
	20	311,200	391,300	448,100	515,900
	21	315,000	394,200	450,200	517,700
	22	318,800	396,800	452,700	519,500
	23	322,600	399,500	455,100	521,400
	24	326,300	402,100	457,400	523,400
	25	330,000	404,500	459,600	525,100
	26	332,800	406,900	462,000	526,900
	27	335,700	409,200	464,300	528,700
	28	338,500	411,500	466,600	530,600
	29	341,300	414,000	468,900	532,500

	30	343,800	416,100	471,200	534,300
	31	346,200	418,100	473,500	536,100
	32	348,600	420,200	475,900	538,000
	33	351,100	422,400	477,900	539,600
	34	353,600	424,400	480,000	541,400
	35	356,000	426,400	482,100	543,100
	36	358,600	428,400	484,300	544,900
	37	361,000	430,600	486,400	546,600
	38	363,400	432,600	488,200	548,200
	39	365,800	434,600	490,000	549,600
	40	368,300	436,700	491,900	551,200
	41	370,600	438,700	493,600	552,700
	42	372,100	440,500	495,400	554,200
	43	373,600	442,300	497,200	555,600
	44	375,200	444,200	499,100	556,900
再任用 職員以 外の職 員	45	376,700	446,100	500,700	558,100
	46	378,100	447,900	502,400	559,100
	47	379,600	449,700	504,200	560,100
	48	381,100	451,500	506,000	561,200
	49	382,500	453,400	507,700	562,200
	50	383,500	455,100	509,000	563,100
	51	384,500	456,900	510,300	564,000
	52	385,500	458,700	511,600	564,900
	53	386,500	460,700	512,900	565,700
	54	387,400	461,900	514,300	566,600
	55	388,300	463,100	515,600	567,500
	56	389,200	464,300	516,900	568,400
	57	390,300	465,500	517,900	569,400
	58	391,200	466,500	518,700	570,300
	59	392,000	467,600	519,500	571,200
	60	392,900	468,600	520,300	571,900
	61	393,700	469,400	521,200	572,800
	62	394,200	470,100	522,100	573,700
	63	394,700	470,800	523,000	574,600
	64	395,200	471,500	523,800	575,500
	65	395,500	472,200	524,700	576,400
	66		472,900	525,600	
	67		473,600	526,300	
	68		474,300	527,200	
	69		474,800	528,100	
	70		475,600	528,900	
	71		476,300	529,900	
	72		477,000	530,800	
	73		477,400	531,600	
	74		478,000	532,500	
	75		478,700	533,400	
	76		479,400	534,100	
	77		479,800	534,900	
	78		480,400	535,800	
	79		481,000	536,700	

	80		481,500	537,700	
	81		482,100	538,500	
	82		482,600	539,400	
	83		483,200	540,300	
	84		483,700	541,200	
	85		484,100	542,000	
	86		484,700	542,900	
	87		485,100	543,800	
	88		485,600	544,700	
	89		486,100	545,600	
	90		486,700		
	91		487,300		
	92		487,700		
	93		488,200		
	94		488,800		
	95		489,400		
	96		490,000		
	97		490,500		
再任用 職員		297,600	340,500	395,600	469,700

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,200	182,600	218,300	245,100	279,200	327,900	373,500
	2	145,600	184,200	219,900	246,500	281,400	329,900	376,300
	3	147,000	185,800	221,500	247,800	283,600	332,100	378,900
	4	148,500	187,500	223,100	249,200	285,800	334,300	381,600
	5	149,700	189,000	224,500	250,600	288,000	336,400	384,100
	6	151,500	190,600	226,200	251,900	290,200	338,600	386,800
	7	153,200	192,200	227,700	253,200	292,400	340,700	389,400
	8	154,900	193,700	229,300	254,500	294,600	343,000	392,200
	9	156,700	195,400	230,800	255,900	296,700	345,000	394,300
	10	158,400	197,100	232,300	256,900	298,900	347,100	396,600
	11	160,100	198,700	233,800	258,200	301,000	349,300	398,900
	12	161,900	200,400	235,200	259,400	303,200	351,500	401,100
	13	163,400	202,000	237,000	260,700	305,500	353,200	403,200
	14	165,400	203,700	238,400	262,400	307,500	355,200	405,300
	15	167,400	205,300	239,700	264,000	309,600	357,100	407,300
	16	169,300	206,900	241,100	265,700	311,700	359,200	409,400
	17	171,200	208,400	242,500	267,300	313,900	361,200	411,200
	18	173,200	210,100	243,800	269,200	315,900	363,200	413,300
	19	175,000	211,900	245,100	271,000	318,000	365,200	415,200
	20	176,900	213,600	246,400	273,000	320,200	367,300	417,300
	21	178,800	214,900	247,800	274,800	322,100	369,100	419,100
	22	180,400	216,400	248,900	276,600	324,100	371,100	420,800
	23	181,900	217,800	250,200	278,500	326,000	373,200	422,400
	24	183,400	219,400	251,400	280,300	328,100	375,400	423,900
	25	185,000	220,800	252,600	282,200	330,100	376,800	425,400

	26	186,500	222,200	254,200	284,100	332,000	378,600	426,700
	27	188,100	223,600	255,700	286,000	334,000	380,400	428,000
	28	189,500	224,900	257,300	287,800	336,100	382,200	429,400
	29	191,100	226,500	258,800	289,900	337,700	384,000	430,700
	30	192,400	227,900	260,600	291,800	339,500	385,500	431,900
	31	193,700	229,500	262,400	293,600	341,200	387,100	433,100
	32	195,100	230,900	264,100	295,500	343,100	388,800	434,200
	33	196,500	232,400	265,700	297,400	344,900	390,200	435,400
	34	197,900	233,900	267,500	299,100	346,700	391,500	436,700
	35	199,300	235,100	269,200	300,900	348,600	392,800	437,900
	36	200,700	236,400	271,000	302,700	350,400	394,000	439,100
	37	201,800	237,900	272,500	304,300	352,300	395,100	440,400
	38	203,200	239,200	274,300	306,000	354,000	396,300	441,200
	39	204,500	240,500	276,000	307,700	355,600	397,500	441,600
	40	205,800	242,000	277,700	309,300	357,300	398,600	442,300
	41	207,000	243,300	279,400	311,100	358,600	399,400	442,800
	42	208,200	244,700	281,100	312,900	359,700	400,200	443,200
	43	209,400	246,000	282,800	314,500	360,900	401,000	443,600
	44	210,700	247,100	284,500	316,200	362,100	401,800	444,000
	45	211,900	248,300	286,100	317,400	363,300	402,200	444,500
	46	213,000	249,900	287,800	318,800	364,100	402,800	444,900
	47	214,100	251,500	289,600	320,400	365,300	403,300	445,300
	48	215,200	253,000	291,200	322,000	366,500	403,700	445,600
	49	216,300	254,600	292,600	323,500	367,500	404,100	445,900
	50	217,300	256,000	294,200	324,800	368,500	404,400	446,300
再任用	51	218,400	257,500	295,700	326,000	369,500	404,700	446,600
職員以	52	219,400	258,900	297,400	327,400	370,500	405,000	446,900
外の職	53	220,200	260,000	298,800	328,500	371,300	405,400	447,200
員	54	221,200	261,400	300,300	329,500	372,100	405,700	
	55	222,100	262,800	301,700	330,600	373,000	406,000	
	56	223,100	264,200	303,200	331,600	373,900	406,300	
	57	223,900	265,300	304,600	332,100	374,500	406,600	
	58	224,800	266,600	305,800	333,000	375,300	406,900	
	59	225,700	267,900	307,100	333,800	376,100	407,200	
	60	226,700	269,200	308,500	334,700	376,900	407,600	
	61	227,600	270,200	309,800	335,600	377,300	407,800	
	62	228,600	271,400	311,000	335,900	378,000	408,100	
	63	229,600	272,800	312,400	336,500	378,700	408,400	
	64	230,700	274,100	313,600	337,200	379,400	408,700	
	65	231,400	275,100	315,000	337,800	379,800	408,900	
	66	232,300	276,200	315,800	338,500	380,400		
	67	233,200	277,300	316,600	339,200	381,100		
	68	234,200	278,400	317,400	339,900	381,700		
	69	234,900	279,500	318,000	340,600	382,200		
	70	235,600	280,600	318,700	341,100	382,700		
	71	236,300	281,700	319,500	341,700	383,200		
	72	237,000	282,800	320,100	342,300	383,700		
	73	237,700	283,700	320,800	342,600	384,300		
	74	238,500	284,400	321,000	343,300	384,800		
	75	239,300	285,000	321,600	343,800	385,400		

	76	240,100	285,800	322,200	344,400	386,000		
	77	240,700	286,600	322,800	344,900	386,500		
	78	241,300	287,200	323,300	345,400	387,000		
	79	242,000	287,800	323,800	345,900	387,500		
	80	242,600	288,500	324,300	346,300	388,000		
	81	243,000	289,200	324,900	346,600	388,300		
	82	243,400	289,700	325,400	346,900	388,800		
	83	243,800	290,100	325,800	347,300	389,200		
	84	244,200	290,500	326,300	347,600	389,700		
	85	244,600	290,700	326,800	348,100	390,100		
	86		290,900	327,300	348,400	390,600		
	87		291,100	327,500	348,700	391,000		
	88		291,300	327,900	349,000	391,400		
	89		291,700	328,300	349,400	391,800		
	90		291,900	328,700	349,700	392,300		
	91		292,100	329,100	350,100	392,700		
	92		292,300	329,500	350,400	393,100		
	93		292,700	329,800	350,900	393,500		
	94		292,900	330,000	351,200			
	95		293,100	330,400	351,500			
	96		293,400	330,700	351,800			
	97		293,800	330,900	352,100			
	98		294,100	331,200	352,500			
	99		294,300	331,500	352,900			
	100		294,600	331,800	353,300			
	101		294,900	332,000	353,800			
	102		295,100	332,300	354,200			
	103		295,300	332,700	354,600			
	104		295,600	332,900	355,000			
	105		295,900	333,000	355,500			
	106			333,300				
	107			333,700				
	108			333,900				
	109			334,100				
	110			334,500				
	111			334,900				
	112			335,400				
	113			335,600				
再任用職員		188,800	215,700	244,300	257,900	283,400	324,600	367,400

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,600	185,200	234,400	258,100	285,100	331,100
	2	159,000	187,400	236,200	259,100	287,000	333,300
	3	160,500	189,500	238,000	260,100	289,100	335,500

4	161,900	191,600	239,800	261,200	291,100	337,700
5	163,300	193,700	241,200	262,200	292,900	339,900
6	164,900	196,100	242,700	263,300	294,700	342,000
7	166,400	198,400	243,900	264,200	296,700	344,300
8	167,900	200,700	245,200	265,400	298,600	346,400
9	169,200	203,200	246,400	266,700	300,500	348,100
10	170,900	204,600	247,500	267,500	302,400	350,100
11	172,600	206,000	248,500	268,800	304,300	352,100
12	174,200	207,400	249,700	270,100	306,200	354,100
13	175,700	208,800	251,000	271,400	307,900	356,200
14	177,700	210,400	252,100	273,000	309,600	358,300
15	179,800	211,900	253,100	274,300	311,400	360,500
16	181,800	213,200	254,100	275,800	313,300	362,500
17	184,000	214,600	255,100	277,200	315,200	364,500
18	186,100	216,100	256,100	278,700	316,800	366,600
19	188,300	217,600	257,300	280,100	318,500	368,700
20	190,400	219,200	258,300	281,700	320,300	370,800
21	192,500	220,600	259,300	283,300	321,800	372,500
22	194,700	222,300	260,300	284,900	323,400	374,700
23	197,000	224,000	261,400	286,400	325,000	376,800
24	199,200	225,700	262,500	287,900	326,500	378,800
25	201,300	227,200	263,700	289,300	328,300	380,800
26	202,700	228,900	265,300	291,100	329,700	382,500
27	204,000	230,600	266,600	292,900	331,200	384,400
28	205,300	232,300	268,000	294,600	332,800	386,300
29	206,500	234,000	269,400	296,300	334,200	388,100
30	207,700	235,400	271,000	298,000	335,800	389,900
31	209,000	236,700	272,600	299,600	337,200	391,800
32	210,200	237,900	274,200	301,300	338,700	393,600
33	211,600	239,300	275,800	302,800	340,400	395,300
34	212,900	240,400	277,300	304,400	341,900	397,000
35	214,200	241,400	278,700	306,000	343,600	398,900
36	215,500	242,700	280,100	307,600	345,100	400,600
37	216,900	243,900	281,800	309,100	346,800	402,200
38	218,400	245,000	283,200	310,600	348,400	403,900
39	219,800	246,000	284,700	312,300	349,900	405,800
40	221,200	247,100	286,100	313,900	351,600	407,600
41	222,300	248,000	287,700	315,500	352,800	409,100
42	223,700	249,000	289,400	316,900	354,300	410,600
43	225,100	250,100	290,900	318,300	355,800	412,100
44	226,600	251,100	292,500	319,900	357,200	413,500
45	227,800	252,100	293,900	321,000	358,900	414,600
46	229,200	253,100	295,300	322,400	359,900	415,700
47	230,500	254,200	296,900	323,800	361,400	416,800
48	231,800	255,300	298,400	325,300	362,700	418,000
49	232,900	256,300	299,700	326,500	364,100	419,300
50	234,100	257,800	301,000	328,000	365,500	420,400
51	235,300	259,000	302,400	329,300	366,900	421,700
52	236,400	260,300	303,900	330,600	368,300	422,800

	53	237,600	261,600	305,400	332,000	369,800	424,000
	54	238,700	263,200	306,700	333,400	371,000	425,000
	55	239,800	264,700	308,100	334,800	372,100	426,100
	56	240,800	266,300	309,500	336,200	373,300	427,200
	57	242,000	267,900	310,600	337,100	374,500	428,300
	58	243,100	269,500	311,900	338,400	375,400	428,900
	59	244,000	271,000	313,200	339,600	376,400	429,500
	60	245,000	272,600	314,600	340,900	377,400	429,900
	61	246,100	274,100	315,700	342,000	378,000	430,500
	62	247,100	275,600	317,000	343,000	378,800	431,000
	63	248,100	277,100	318,300	344,200	379,600	431,400
	64	249,200	278,500	319,600	345,500	380,400	431,900
	65	250,200	280,100	320,900	346,600	381,100	432,500
	66	251,400	281,700	322,200	347,800	381,900	432,900
	67	252,600	283,200	323,500	349,000	382,700	433,200
	68	253,600	284,700	324,800	350,100	383,400	433,500
	69	254,500	285,900	325,500	351,200	384,000	433,900
	70	255,700	287,400	326,600	352,200	384,600	
	71	257,000	289,000	327,800	353,300	385,300	
	72	258,300	290,400	328,700	354,400	385,900	
	73	259,700	291,600	330,000	355,200	386,600	
	74	261,000	293,000	330,700	356,300	387,100	
	75	262,300	294,400	331,800	357,400	387,700	
	76	263,600	295,700	333,000	358,600	388,200	
	77	264,600	297,300	334,100	359,300	388,600	
	78	265,800	298,600	335,400	360,100	389,200	
	79	267,100	299,800	336,500	360,900	389,800	
	80	268,400	301,100	337,700	361,600	390,100	
	81	269,500	301,900	338,800	362,200	390,400	
再任用	82	270,500	303,100	339,900	362,700	390,900	
職員以	83	271,600	304,400	340,900	363,300	391,300	
外の職	84	272,800	305,600	342,000	363,800	391,600	
員	85	273,700	306,700	343,000	364,400	391,900	
	86	274,600	307,900	344,000	364,900	392,400	
	87	275,700	309,100	344,900	365,500	392,900	
	88	276,800	310,200	345,900	366,000	393,300	
	89	277,800	311,500	346,900	366,500	393,600	
	90	278,700	312,800	347,700	366,900	394,000	
	91	279,700	314,000	348,500	367,500	394,500	
	92	280,800	315,200	349,300	368,000	394,900	
	93	281,800	316,000	349,900	368,300	395,300	
	94	282,800	316,700	350,500	368,800	395,700	
	95	283,700	317,400	351,300	369,200	396,200	
	96	284,700	318,000	351,900	369,500	396,600	
	97	285,600	318,700	352,300	370,100	397,000	
	98	286,400	319,000	352,700	370,600	397,500	
	99	287,100	319,700	353,200	371,100	398,000	
	100	288,000	320,400	353,600	371,600	398,400	
	101	288,900	320,800	354,100	372,200	398,800	
	102	289,700	321,400	354,500	372,700		

103	290,500	322,000	355,000	373,200
104	291,300	322,600	355,400	373,600
105	292,000	323,000	355,700	374,300
106	292,500	323,500	356,200	374,800
107	293,000	324,000	356,600	375,300
108	293,500	324,500	356,900	375,800
109	293,700	324,900	357,400	376,400
110	294,000	325,300	357,900	376,800
111	294,200	325,600	358,500	377,300
112	294,600	325,900	359,000	377,800
113	294,900	326,300	359,500	378,400
114	295,100	326,700	360,000	
115	295,500	327,100	360,500	
116	295,800	327,500	360,900	
117	296,200	327,700	361,300	
118	296,500	328,000	361,700	
119	296,800	328,400	362,200	
120	297,200	328,600	362,700	
121	297,500	328,800	363,100	
122	297,900	329,100	363,600	
123	298,200	329,400	364,100	
124	298,600	329,700	364,600	
125	298,800	329,900	364,900	
126	299,000	330,200		
127	299,300	330,600		
128	299,700	330,800		
129	299,900	330,900		
130	300,200	331,200		
131	300,600	331,600		
132	301,000	331,800		
133	301,200	332,100		
134	301,500	332,500		
135	301,900	332,900		
136	302,200	333,300		
137	302,400	333,600		
138	302,700	334,000		
139	303,100	334,400		
140	303,400	334,800		
141	303,600	335,200		
142	304,100	335,600		
143	304,500	335,900		
144	304,800	336,300		
145	304,900	336,600		
146	305,200	337,000		
147	305,500	337,400		
148	305,900	337,800		
149	306,100	338,100		
150	306,300	338,500		
151	306,600	338,900		
152	306,900	339,300		

153	307,300	339,600					
154	307,500						
155	307,700						
156	308,000						
157	308,300						
158	308,600						
159	308,900						
160	309,200						
161	309,600						
162	309,900						
163	310,200						
164	310,500						
165	310,900						
166	311,200						
167	311,500						
168	311,900						
169	312,300						
再任用 職員	235,700	256,300	263,600	274,000	290,500	328,100	

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第7中「東御市」を「東御市 安曇野市」に改め、「高遠町、」を削り、「、中川村及び長谷村」を「及び宮田村」に改め、「阿南町、清内路村、」及び「、浪合村」を削り、「売木村、泰阜村、」を「下條村、売木村及び」に改め、「及び上村」及び「木曾福島町、」を削り、「南木曾町、榑川村」を「木曾町」に改め、「、日義村、開田村、三岳村」を削り、「南安曇郡 北安曇郡 更級郡」を「北安曇郡」に改め、同表の備考中「平成16年11月1日」を「平成27年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第34条第4項（給与条例第36条第3項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第40条の3の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第4号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第3項の規定による給料を支給される職員に関する任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第4号）附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

- 8 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条の3第1項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の3第1項第8号	100分の2	100分の2を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第17条の4	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会が定める割合
第21条の5	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 9 給与条例第37条に規定する基準日（その属する月が平成30年3月までのものに限る。以下この項において「基準日」という。）において、施行日の前日から引き続き在職する職員（当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員を含む。）であって同条各号に掲げる職員に該当しないものうち、この条例による改正前の給与条例別表第7に掲げる地域又は同日において同条第2号の規定により人事委員会が定めていた公署に在勤するものに対しては、同条及び給与条例第38条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員及び中欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の寒冷地手当を支給する。

給与条例第38条第1号に掲げる職員	平成27年11月から平成28年3月まで	17,800円
	平成28年11月から平成29年3月まで	11,800円
	平成29年11月から平成30年3月まで	5,800円
給与条例第38条第2号に掲げる職員	平成27年11月から平成28年3月まで	10,200円
	平成28年11月から平成29年3月まで	4,200円
給与条例第38条第3号に掲げる職員	平成27年11月から平成28年3月まで	7,360円
	平成28年11月から平成29年3月まで	1,360円

(実施規定)

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 11 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等に勤務」を「次の各号のいずれかに該当する勤務を」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要による週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次号において「週休日等」という。）における勤務
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要による週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間における勤務

第23条第2項中「、第7条の2」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 12 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表の第45条の2第2項の項を次のように改める。

第45条の2第2項	第3章の4	第3章の4、第4章の2
	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第18条第4項中「中」を「中「第9条」とあるのは「第7条の2、第9条」と、「に」、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 13 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	377,500	を	374,800	に改める。
	426,600		423,400	
	479,700		476,100	
	543,800		537,900	
	620,900		613,800	
	725,100		717,200	
	849,200		838,700	

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

14 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	400,600	を	397,000	に改める。
	461,700		457,800	
	524,800		520,600	
	608,900		601,700	
	708,000		699,900	
	809,200		799,200	

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

15 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に、「が同日」を「(当該給料月額が平成27年3月31日においてその者の受けていた給料月額を下回る職員にあっては、当該受けていた給料月額)が切替日の前日」に、「には、給料月額のほか」を「であって」に、「から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。)を減じた」を「が次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を超えることとなるものには、給料月額及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号)附則第3項から第5項までの規定による給料のほか、当該超える」に改め、同項に次の表を加える。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間	22,500円
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間	30,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間	37,500円

附則第10項を削る。

附則第11項中「前2項に」を「前項に」に、「前2項の」を「同項の」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「前3項」に、「附則第12項」を「第11項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項から第20項までを1項ずつ繰り上げる。

人事課

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「を含む」を「及び傷病によらず地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を

「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第4号とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

人事課

長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第6号

長野県情報公開条例の一部を改正する条例

長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号のウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改め、「する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人」を加え、「第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。」並びに地方独立行政法人(同法)を削り、「以下同じ」を「以下この条及び第14条において同じ」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

情報公開・法務課

長野県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第7号

長野県職員定数条例の一部を改正する条例

長野県職員定数条例(昭和24年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、一般職の常勤職員をいう。ただし、次に掲げる職員を除く。

- (1) 会計管理者
- (2) 長野県学校職員定数条例(平成27年長野県条例第22号)第2条に規定する学校職員
- (3) 長野県地方警察職員定数条例(昭和29年長野県条例第29号)第1条に規定する警察職員
- (4) 2月以内の期間を定めて任用される職員

第2条中「5,210人」を「5,348人」に、「属する」を「属する学校以外の」に、「5,501人」を「5,639人」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(定数外の職員)

第4条 次に掲げる職員は、定数外とする。

- (1) 休職にされた職員
- (2) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)第1条に規定する配偶者同行休業をしている職員
- (3) 育児休業をしている職員
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第3条第1号に規定する派遣職員

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現在に職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間におけるこの条例による改正後の長野県職員定数条例第1条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「職員を」とあるのは、「職員及び教育長を」とする。

行政改革課

長野県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第8号

長野県行政手続条例の一部を改正する条例

長野県行政手続条例(平成8年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導(第31条-第35条)」を

「第4章 行政指導(第31条-第35条の2)」に改める。
第4章の2 処分等の求め(第35条の3)」

第2条第3号及び第4号中「及び第33条」を「、第33条及び第34条」に改め、同条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第9条第1項ただし書中「から」を「その他の申請の内容から」に改める。

第14条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第3項、第23条第3項並びに第29条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第34条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相

手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料るときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料るときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号、第4条、第9条第1項ただし書、第14条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第3項、第23条第3項、第29条並びに第34条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。（長野県県税条例の一部改正）

2 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

行政改革課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第9号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県地域経済活性化・雇用創出臨時基金の項を削り、同表の長野県東日本大震災復興交付金基金の項の次に次のように加える。

長野県文化振興基金	文化の振興を図る。	文化の振興に要する費用の財源に充てる。
「ルートイングループ・永山勝利」大学修学等支援基金	ルートインジャパン株式会社及び永山勝利氏からの寄附金を原資として、児童養護施設の児童等の大学における修学等を支援することにより、教育機会の確保を図る。	児童養護施設の児童等の大学における修学等の支援に要する費用の財源に充てる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県東日本大震災復興交付金基金の項の次に次のように加える改正規定（長野県文化振興基金の項に係る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行する。

文化政策課
私学・高等教育課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第15条中「及び第182条」を削る。

第54条中「前節()」の次に「第45条第3項及び」を加える。

第55条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第67条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第68条中「この章」の次に「及び第121条」を加える。

第71条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者(以下この章及び第8章において「構成員」という。)により構成される会議をいう。次条及び同章において同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しなければならないこと。

第72条に次の1項を加える。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合においては、第121条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第75条中「、第24条」を削る。

第84条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第86条に次の1項を加える。

4 利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合において、指定通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの内容をその提供の開始前に知事に届け出なければならない。

第94条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第94条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第86条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第95条第2項第5号中「次条において準用する第38条第2項」を「前条第2項」に改める。

第96条中「第39条まで」を「第37条まで、第39条」に、「第85条1項」を「第85条第1項」に改める。

第98条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第102条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合において、指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの内容をその提供の開始前に知事に届け出なければならない。

第112条第2項第6号中「第96条において準用する第38条第2項」を「第94条の2第2項」に改める。

第116条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第120条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しなければならないこと。

第121条に次の1項を加える。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医

師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第140条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況やその家族等の事情により、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例(平成26年長野県条例第37号)第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた利用者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第158条中「「看護職員」の次に「」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」を加える。

第171条中「及び第139条から第141条まで」を「、第139条、第140条第1項及び第141条」に改める。

第176条第1項中「から第152条まで」を「、第150条及び第152条」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「及び第139条」を削る。

第177条第3項を削る。

第182条を次のように改める。

第182条 削除

第192条第2項第8号を削る。

第198条中「指定特定施設が」の次に「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する」を加える。

第202条第2項第10号を削る。

第210条の次に次の1条を加える。

(研修の機会の確保等)

第210条の2 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

第215条中「第91条の」を「第91条第1項の」に改め、「とあり、及び「通所介護従業者」」及び「、同条第2項中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と」を削る。

第224条中「第91条、」を「第91条第1項、」に、「、第211条」を「から第211条まで」に改め、「とあり、及び「通所介護従業者」」及び「、同条第2項中「研修」とあるのは「特定福祉用具に関する適切な研修」と」を削る。

附則第2項中「存する」の次に「老人福祉法第29条第1項に規定する」を加え、「(第182条に規定する有料老人ホームをいう。)」を削る。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

目次中 第1節 介護予防訪問介護(第4条—第37条) を「第2章 削除」に、
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法(第38条—第40条)
第3節 基準該当介護予防訪問介護(第41条—第43条) 」

「第7章 介護予防通所介護

第1節 介護予防通所介護(第81条—第90条) を「第7章 削除」に、「第106条」を「第106条の2」に改める。
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法(第91条—第94条)
第3節 基準該当介護予防通所介護(第95条・第96条) 」

第2条第1項第2号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(5) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第4条から第43条まで 削除

第45条の次に次の16条を加える。

(管理者)

第45条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備等)

第45条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品等を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

第45条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問入浴介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第45条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第45条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域(第48条において「通常の事業の実施地域」という。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第45条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格並びに要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。次条において同じ。)の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第45条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第32条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合その他の場合であって必要と認めるときは、当該利用者に係る法第33条第2項の規定による要支援認定の更新の申請が、当該要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第45条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(当該利用者の介護予防サービス計画を作成した者及び当該利用者に係る法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者により構成される会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第45条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第45条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第53条第1項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に届け出ることなどにより介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第45条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(規則で定める計画を含む。以下同じ。)が作成されている場

合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第45条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第45条の14 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第45条の15 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する介護予防サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第45条の16 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(市町村への通知)

第45条の17 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第48条第1号を次のように改める。

(1) 事業の目的及び運営の方針

第48条第4号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第48条第3号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第48条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

第48条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の揭示)

第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲

示しなければならない。

(秘密保持等)

第48条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかななければならない。

(広告)

第48条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与の禁止)

第48条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が介護予防サービスの利用を希望する者に対して当該指定介護予防訪問入浴介護事業者その他の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第48条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。)が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力)

第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第48条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

第49条第2項第2号中「次条において準用する第22条」を「第45条の17」に改め、同項第3号中「次条において準用する第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第51条第1項中「の介護予防」の次に「(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」を加える。

第54条中「第50条(第15条並びに第33条第5項)を「第45条第3項、第45条の11、第45条の16第1項並びに第48条の8第5項」に改め、「の規定を準用する部分に限る。)」を削り、「第44条を」を「第44条及び第45条の16第2項を」に、「第50条中「第7条」とあるのは「第6条」を「第45条の2」に、「第7条」を「第45条の3」に、「同条」と、「第48条」とあるのは「第48条」と、第19条第1項を「第45条の15第1項」に、「内容」を「内容」と、第45条の16第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第58条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定介護予防訪問看護事業者の第56条第1項に規定する従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

第59条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

第60条第2項第5号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第6号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第7号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第61条中「第8条から第22条まで、第25条、第27条から第36条まで及び第47条」を「第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2から第48条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第29条中「第25条」を「第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」に、「第61条において準用する第25条」と、第10条」を「第59条の2」と、第45条の6」に、「第13条」を「第45条の9」に、「第14条第2項」を「第45条の10第2項」に、「読み替える」を「、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替える」に改める。

第66条中「者(以下この章)の次に「及び第105条」を加える。

第68条第1号中「第25条第1号」を「第48条第1号」に改める。

第69条第2項第3号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第4号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第70条中「第8条から第20条まで、第22条、第27条から第30条まで、第32条から第36条」を「第45条の4から第45条の17まで、第47条、第48条の2から第48条の5」に、「第47条」を「第48条の7から第48条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第29条中「第25条」を「第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」に、「第13条」を「第45条の9」に、「第14条第2項」を「第45条の10第2項」に、「読み替える」を「、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替える」に改める。

第72条第1号中「による」を「又はリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する担当職員をいう。第114条において同じ。)、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下この条及び第105条において「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下この条及び第105条において同じ。)による」に改め、同条第12号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「第9号」を「第10号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第105条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。

第76条第1号中「第25条第1号」を「第48条第1号」に改める。

第77条第2項第2号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第3号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第78条中「第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第22条、第27条から第30条まで、第32条から第36条」を「第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条の17まで、第47条、第48条の2から第48条の5」に、「第47条」を「第48条の7から第48条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第29条中「第25条」を「第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」に、「第13条」を「第45条の9」に、「第14条第2項」を「第45条の10第2項」に、「第18条中」を「第45条の14中」に、「読み替える」を「、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替える」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第81条から第96条まで 削除

第99条の次に次の5条を加える。

(緊急時等の対応)

第99条の2 第98条第1項に規定する従業者は、利用者に指定介護予防通所リハビリテーションを提供している場合であってその者に病

状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 非常災害対策
- (5) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第99条の5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

第102条第2項第3号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第4号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第103条中「第8条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第29条、第30条、第32条から第36条まで及び第84条から第87条」を「第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、第48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11」に、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第29条中「第25条」を「第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」に、「第103条において読み替えて準用する第84条」と、第13条」を「第99条の3」と、第45条の9」に、「第14条第2項」を「第45条の10第2項」に改め、「第84条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは「及び第5号」と」を削る。

第105条第1号中「による」を「又はリハビリテーション会議による」に改め、同条第11号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第72条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。

第106条を次のように改める。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項)

第106条 指定介護予防通所リハビリテーションは、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、規則で定める手続により把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならないこと。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器の機能の向上に係るサービス、栄養の改善に係るサービス又は口腔^{くわう}の機能の向上に係るサービスを提供するに当たっては、一般に有効性が確認されている適切なものとしなければならないこと。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととともに、次条に定める安全管理体制等の確保を図ることなどを通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならないこと。

第8章第2節中第106条の次に次の1条を加える。

(安全管理体制等の確保)

第106条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に利用者の脈拍及び血圧を測定するなどその者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

第111条の次に次の1条を加える。

(利用料等の受領)

第111条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書により得なければならない。

第113条第1号中「第25条第1号」を「第48条第1号」に、「第6号」を「第7号」に改める。

第114条に次の1項を加える。

2 利用者の状況やその家族等の事情により、担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第114条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第116条第2項第4号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第5号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第117条中「第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第22条、第29条から第36条まで、第46条、第47条、第85条、第87条及び第88条」を「第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、第48条の4から第48条の11まで、第99条の4及び第99条の6」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「介護予防通所介護従業者」を「第98条第1項に規定する従業者」に、「第8条及び第29条中「第25条」を「第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」に改める。

第135条第2項中「第85条」を「第99条の4」に改める。

第137条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)」に、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第138条(見出しを含む。)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第139条中「第2項」を「第2項、第111条の2第1項」に、「第15条並びに第33条第5項」を「第45条の11並びに第48条の8第5項」に、「(第107条)を「(第107条及び第111条の2第2項)」に、「第117条中「第8条及び」を「第111条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第114条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第45条の4第1項」に、「第6条」を「第45条の2」に、「第8条及び」を「第45条の4第1項」に、「第19条第1項」を「第45条の15第1項」に、「第87条」を「第99条の6」に改める。

第144条第2項第4号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第5号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第

6号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第145条中「第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第22条、第29条、第30条、第32条から第36条まで」を「第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17」に、「第85条、第87条」を「第48条の4、第48条の5、第48条の7から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6」に、「及び第112条から第115条まで」を「第111条の2から第113条まで、第114条第1項及び第115条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「介護予防通所介護従業者」を「第98条第1項に規定する従業者」に、「第8条及び第29条中「第25条」を「第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」に、「第6号」を「第7号」に改める。

第156条第3項中「第85条」を「第99条の4」に改める。

第157条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第162条を次のように改める。

第162条 削除

第164条第1号中「第25条第1号」を「第48条第1号」に、「第6号」を「第7号」に改める。

第168条第2項中「第4号、第7号及び第8号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。

第169条中「第6条、第11条、第12条、第20条、第22条、第29条から第33条まで、第35条、第36条、第46条、第47条、第87条、第88条及び第112条」を「第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、第48条の4から第48条の8まで、第48条の10、第48条の11、第99条の6、第112条及び第114条の2」に改め、「訪問介護員等」とあり、及び」を削り、「第6条」を「第45条の2」に、「第29条中「第25条」を「第48条の4中「第48条」に改める。

第176条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第180条中「であって」を「(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)であって」に改める。

第183条第2項中「第9号」を「第8号」に改め、同条第4号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第5号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改め、同項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第185条第1項中「第30条第1項」を「第48条の5第1項」に改める。

第186条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第188条の次に次の1条を加える。

(利用料等の受領)

第188条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく利用者が支払に応じない場合は、指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収することなどにより、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

第189条第1号中「第25条第1号」を「第48条第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(研修の機会の確保等)

第189条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんたん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

第193条第2項第4号中「第22条」を「第45条の17」に改め、同項第5号中「第33条第2項」を「第48条の8第2項」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第48条の10第2項」に改める。

第194条中「第6条、第8条から第20条まで、第22条、第30条から第36条まで」を「第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17」に、「及び第85条」を「第48条の5から第48条の11まで及び第99条の4第1項」に、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条中「第25条」を「第45条の4第1項中「第48条」に、「第10条」を「第45条の6」に、「第14条第2項」を「第45条の10第2項」に、「第18条」を「第45条の14」に、「第19条第1項」を「第45条の15第1項」に、「第85条第1項」を「第99条の4第1項」に改め、「同条第2項中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と」を削る。

第199条中「第194条（第15条並びに第33条第5項）を「第188条の2第1項及び第194条（第45条の11並びに第48条の8第5項）に、「（第186条）を「（第186条及び第188条の2第2項）に、「、第194条）を「、第188条の2第2項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者は、基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第194条）に、「第8条中）を「第45条の4第1項）に、「第6条）を「第45条の2）」に改める。

第200条中「第8条の2第13項）を「第8条の2第11項）」に改める。

第202条第1項中「規則で定めるところにより、その販売費用の額等）を「利用者から法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額）」に、「とし、又は受けることができる）を「とする）」に改め、同条第2項中「規則で定める）を「前項の）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける費用のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

第203条第2項第3号中「第22条）を「第45条の17）」に改め、同項第4号中「第33条第2項）を「第48条の8第2項）」に改め、同項第5号中「第35条第2項）を「第48条の10第2項）」に改める。

第204条中「第6条、第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第22条、第28条、第30条から第36条まで）を「第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条の14まで、第45条の17）」に、「第85条、第187条から第190条まで及び）を「第48条の3、第48条の5から第48条の11まで、第99条の4第1項、第187条、第188条第1項本文及び第2項、第189条、第190条並びに）」に、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者）を「介護予防訪問入浴介護従業者）」に、「第8条中「第25条）を「第45条の4第1項中「第48条）」に、「第10条）を「第45条の6）」に、「第14条第2項）を「第45条の10第2項）」に、「、第18条）を「、第45条の14）」に、「第85条第1項）を「第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第99条の4第1項）に、「同条第2項中「研修）を「第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業）」に、「特定介護予防福祉用具に関する適切な研修）を「事業）」に改める。

附則第2項中「存する」の次に「老人福祉法第29条第1項に規定する）を加え、「（第162条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）」を削る。

（養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「第8条の2第18項）を「第8条の2第16項）」に改める。

(1) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）第21条第1項第1号

(2) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第58号）第23条第1号

（介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号）を「第12号）」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1項を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）等に定められた計画の提出を求めなければならないこと。

第14条に次の1項を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

第30条第2項第1号及び第2号のE中「第14条第12号）を「第14条第13号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項及び次項において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（次項において「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第2章の規定は、なお効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当

するサービスについては、旧介護予防サービス等基準条例第6条(第90条において準用する場合に限る。)、第8条から第17条まで(第90条において準用する場合に限る。)、第19条(第90条において準用する場合に限る。)、第20条(第90条において準用する場合に限る。)、第22条(第90条において準用する場合に限る。)、第23条(第90条において準用する場合に限る。)、第29条から第36条まで(第90条において準用する場合に限る。)、第7章、第137条及び第138条の規定は、なお効力を有する。

介護支援課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第10号)附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第83条に次の1項を加える。

- 4 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合において、指定介護予防通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの内容をその提供の開始前に知事に届け出なければならない。

第88条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第88条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第83条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第89条第2項第5号中「次条において準用する第35条第2項」を「前条第2項」に改める。

第90条中「第36条まで」を「第34条まで、第36条」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

介護支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第50条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校、保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に、「応じ、」を「応じ、助言その他の」に改める。

第59条第1項中「職員を」を「従業者を」に改め、同条第4項中「児童発達支援管理責任者」を「第1項第2号の児童発達支援管理責任者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「指導員」を「第1項第1号の指導員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項各号」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 児童指導員又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

第60条中「第11条本文、第12条」を「第11条」に改め、「読み替えて」及び「、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第10号を除く。)に掲げる」とを削る。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

障がい者支援課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第13号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の19の項を次のように改める。

<p>19 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第69条第2項の規定による医薬品の販売業者に対する立入検査等</p> <p>(2) (1)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告</p>	<p>長野市</p>
--	------------

別表の32の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「捕獲等（」を「管理の目的で行う捕獲等（」に、「生活環境等」を「生活環境、農林水産業又は生態系」に、「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整を目的とした」を「第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく」に改める。

附 則

この条例中、別表の19の項の改正規定は平成27年4月1日から、同表の32の項の改正規定は同年5月29日から施行する。

薬事管理課
森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第14号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号のキ中「指定」を「指定（同条第3項の指定の更新を含む。）」に改める。

第20条第5項を同条第8項とし、同条第4項中「指定」の次に「（第3項の指定の更新を含む。第26条第1項第3号において同じ。）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

5 第3項の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第21条第3項中「第4項」を「第7項」に改める。

第25条第2号を次のように改める。

(2) 第20条第2項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに適しなくなったとき。

第25条第3号中「第20条第4項」を「第20条第7項」に改める。

第26条第1項第3号中「（同条第3項の指定の更新を含む。）」を削る。

第59条第1項第2号中「第20条第5項」を「第20条第8項」に改

める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資源循環推進課

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第15号

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例

信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業立地・経営支援課

長野県県税条例及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第16号

長野県県税条例及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例の一部を改正する条例

(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第141条第2項第1号及び第142条の2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例(平成24年長野県条例第72号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第17号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「場合」を「場合又は総合球技場のスタンドの内壁若しくは野球場のフェンス」に改める。

第11条第1項中「行為」を「行為(同項第5号に掲げる行為にあっては、総合球技場のスタンドの内壁又は野球場のフェンスに広告物を表示し、又は掲出するものに限る。)」に、「若しくは法」を「、法」に改める。

別表第1の3中

第9条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影以外のもの	1日	13,800
第9条第1項第5号に掲げる行為		表示面積1平方メートルにつき1年	広告物を表示し又は掲出する場所及びその内容等に応じて当該広告物が有する価値等を勘案して知事が定める額

を

第9条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影以外のもの	1日	13,800
第9条第1項第5号に掲げる行為	総合球技場のスタンドの内壁に広告物を表示し、又は掲出するもの	表示面積1平方メートルにつき1日	1,300
	野球場のフェンスに広告物を表示し、又は掲出するもの	表示面積1平方メートルにつき1年	広告物が有する価値等を勘案して知事が定める額

に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第18号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「諏訪市」の次に「、駒ヶ根市」を加え、同条第2項中「松本市、飯田市、諏訪市、安曇野市及び小布施町」を「前項に規定する市町村」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第19号

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例
長野県証明事務手数料徴収条例(昭和32年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の5の(4)中「宅地建物取引主任者資格登録証明手数料」を「宅地建物取引士資格登録証明手数料」に改め、同表の6の(11)中「宅地建物取引主任者資格試験合格証明手数料」を「宅地建物取引士資格試験合格証明手数料」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

建築住宅課

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第20号

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
政務活動費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日」を「平成27年4月1日から平成28年3月31日」に改める。

長野県学校職員定数条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第22号

長野県学校職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項の規定により、学校職員の定数について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校(次条において「県立学校」という。)並びに市町村立(市町村学校組合立を含む。)の小学校、中学校及び特別支援学校(同条において「市町村立学校」という。)の常勤職員をいう。

(学校職員の定数)

第3条 学校職員の定数は、次の表のとおりとする。

区分	定数
県立学校の学校職員	6,361人
市町村立学校の学校職員	12,400人
計	18,761人

(定数外の学校職員)

第4条 次に掲げる学校職員は、定数外とする。

- (1) 休職にされた学校職員
- (2) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)第1条に規定する配偶者同行休業をしている学校職員
- (3) 育児休業をしている学校職員
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第3条第1号に規定する派遣職員

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

教育総務課

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

総務課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第21号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の長野県議会委員会条例第17条の規定は、なお効力を有する。

議事課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「2号俸」を「1号俸」に改める。

第24条の3第2項中「6,400円」を「8,000円」に改める。

第27条の2第2項中「100分の6.5」を「100分の7」に改める。

附則第6項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則第14項の前の見出し中「における」を「及び平成27年4月1日における」に改める。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

- 15 平成27年4月1日において47歳以上の学校職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける学校職員及び再任用学校職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した学校職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める学校職員を除く。）その他当該学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める学校職員の平成27年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

(別表第1) (第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,500	209,600	270,900	319,300	407,100	581,400
	2	168,600	211,900	274,000	322,400	409,400	714,100
	3	170,600	214,100	276,900	325,600	411,800	
	4	172,700	216,300	279,700	328,800	414,400	
	5	174,700	218,500	282,700	332,200	416,800	
	6	177,200	220,700	285,200	335,100	419,300	
	7	179,800	222,900	287,500	338,000	421,800	
	8	182,300	225,000	290,000	340,900	424,300	
	9	184,800	227,400	292,800	344,000	426,300	
	10	187,700	229,800	295,300	347,200	428,900	
	11	190,400	232,200	298,000	350,400	431,300	
	12	193,100	234,700	300,600	353,800	433,700	
	13	195,900	237,000	303,100	356,900	435,400	
	14	197,800	239,400	305,400	359,300	437,700	
	15	199,700	241,900	307,600	361,800	440,000	
	16	201,600	244,300	309,700	364,400	442,300	
	17	203,700	246,400	312,100	367,200	444,700	
	18	205,500	249,600	314,300	369,400	447,100	
	19	207,300	252,700	316,500	371,700	449,400	
	20	209,000	255,800	318,700	373,900	451,800	
	21	210,900	258,800	320,900	376,100	454,100	
	22	212,800	261,800	323,700	378,200	456,400	
	23	214,700	264,700	326,400	380,300	458,800	
	24	216,600	267,700	329,300	382,500	461,200	
	25	218,700	270,500	331,600	384,400	463,200	
	26	220,800	273,200	333,900	386,200	465,400	
	27	222,900	275,800	336,400	388,100	467,600	
	28	225,000	278,600	338,900	390,100	469,800	

29	227,100	281,600	341,300	392,100	471,900
30	229,300	284,000	343,600	393,800	474,200
31	231,600	286,400	345,800	395,500	476,500
32	234,000	288,900	347,900	397,200	478,600
33	236,200	291,500	350,100	399,100	480,500
34	238,000	293,900	352,500	400,900	482,600
35	239,700	296,600	354,800	402,500	485,000
36	241,400	299,000	357,000	404,300	487,200
37	243,400	301,600	359,100	405,700	489,300
38	245,100	303,300	361,100	407,400	491,400
39	246,600	305,300	363,200	409,000	493,300
40	248,300	307,200	365,100	410,600	495,200
41	250,500	309,100	367,200	411,900	497,200
42	252,200	310,200	369,100	413,600	499,200
43	253,700	311,200	370,900	415,100	501,000
44	255,400	312,200	372,700	416,700	502,900
45	257,200	313,200	374,800	418,100	504,800
46	258,800	314,400	376,600	419,700	506,700
47	260,500	315,600	378,200	421,300	508,500
48	262,100	316,700	380,000	422,900	510,400
49	263,600	317,700	382,000	424,300	512,100
50	264,400	318,800	383,700	425,600	513,800
51	265,300	319,900	385,500	426,900	515,700
52	266,300	320,900	387,200	428,200	517,600
53	267,000	322,100	388,500	429,000	519,200
54	268,100	323,100	390,100	430,000	520,800
55	268,900	324,200	391,500	430,900	522,600
56	269,900	325,200	393,100	431,800	524,200
57	270,900	326,300	394,500	432,700	525,800
58	272,100	327,500	395,900	433,600	527,100
59	273,400	328,600	397,300	434,500	528,400
60	274,500	329,600	398,900	435,400	529,600
61	275,500	330,700	400,200	436,400	530,900
62	276,600	331,700	401,600	437,300	531,900
63	277,700	332,800	403,100	438,300	532,900
64	278,700	333,900	404,600	439,400	533,900
65	279,700	334,800	405,700	440,300	534,500
66	280,700	336,000	406,800	441,300	535,400
67	281,800	337,000	407,800	442,300	536,300
68	282,900	338,100	408,900	443,200	537,200
69	283,900	339,000	409,900	444,300	538,200
70	285,000	340,100	410,800	445,300	539,000
71	286,000	341,100	411,600	446,300	539,700
72	287,100	342,200	412,400	447,300	540,200
73	288,000	342,900	413,300	448,300	540,900
74	289,200	343,900	414,200	449,200	541,400
75	290,300	344,900	415,000	450,100	542,200
76	291,300	345,900	415,800	451,100	542,800
77	292,100	346,900	416,500	452,000	543,300

再任用 学校職 員以外 の職員	78	293,100	347,900	417,000	452,500	543,900
	79	294,100	348,900	417,400	453,200	544,500
	80	295,000	349,800	417,800	453,800	545,100
	81	296,200	350,900	418,100	454,600	545,800
	82	297,100	351,900	418,500	455,300	
	83	298,000	352,900	418,900	455,600	
	84	298,900	353,900	419,300	456,200	
	85	299,700	354,500	419,600	456,600	
	86	300,500	355,100	420,000	457,000	
	87	301,400	355,700	420,400	457,400	
	88	302,300	356,300	420,900	457,700	
	89	302,900	356,900	421,200	458,000	
	90	303,500	357,300	421,600	458,400	
	91	304,300	357,700	422,000	458,800	
	92	304,900	358,200	422,300	459,100	
	93	305,600	358,800	422,600	459,400	
	94	306,200	359,200	423,000	459,900	
	95	306,800	359,700	423,300	460,200	
	96	307,400	360,200	423,600	460,500	
	97	308,100	360,800	423,900	460,800	
	98	308,700	361,300	424,300	461,200	
	99	309,300	361,700	424,600	461,500	
	100	309,900	362,200	424,900	461,800	
	101	310,300	362,600	425,200	462,100	
	102	310,600	363,100	425,600		
	103	310,900	363,500	425,900		
	104	311,300	364,000	426,200		
105	311,700	364,500	426,500			
106	312,100	364,900	426,900			
107	312,400	365,400	427,200			
108	312,700	365,900	427,500			
109	313,100	366,400	427,800			
110	313,400	366,900	428,100			
111	313,800	367,400	428,400			
112	314,200	367,800	428,800			
113	314,500	368,200	429,100			
114	314,900	368,600	429,400			
115	315,200	369,100	429,700			
116	315,500	369,500	430,000			
117	315,700	369,900	430,200			
118	316,000	370,300				
119	316,400	370,800				
120	316,800	371,200				
121	317,000	371,500				
122	317,300	371,900				
123	317,700	372,400				
124	318,100	372,700				
125	318,300	373,100				
126	318,500	373,600				
127	318,800	374,200				

	128	319,200	374,600				
	129	319,500	375,000				
	130	319,800	375,500				
	131	320,200	376,000				
	132	320,400	376,500				
	133	320,600	377,000				
	134	320,900	377,500				
	135	321,300	378,000				
	136	321,500	378,500				
	137	321,600	379,000				
	138	321,800	379,500				
	139	322,100	380,000				
	140	322,400	380,500				
	141	322,800	381,000				
	142	323,100					
	143	323,400					
	144	323,700					
	145	324,100					
	146	324,400					
	147	324,600					
	148	324,900					
	149	325,300					
	150	325,600					
	151	325,900					
	152	326,100					
	153	326,400					
	154	326,700					
	155	327,000					
	156	327,400					
	157	327,600					
再任用 学校職 員		236,200	284,000	295,200	317,400	402,500	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 152,800	円 197,600	円 330,000	円 419,900
	2	154,300	199,300	332,200	421,800
	3	155,900	200,900	334,500	423,600
	4	157,400	202,700	336,800	425,300
	5	159,100	204,500	339,100	426,800
	6	161,000	206,200	341,300	428,300
	7	162,800	207,900	343,700	430,300
	8	164,700	209,500	346,000	432,200
	9	166,500	211,400	348,100	434,000
	10	168,600	213,300	350,200	435,800
	11	170,600	215,200	352,500	437,800
	12	172,700	217,100	354,600	439,600

13	174,700	218,900	356,800	441,300
14	176,900	220,900	358,900	443,200
15	179,100	222,900	360,900	445,100
16	181,400	224,900	362,900	447,000
17	183,700	226,900	364,800	448,700
18	186,300	229,600	366,800	450,500
19	188,900	232,300	368,800	452,400
20	191,400	235,100	370,800	454,200
21	193,900	237,700	372,600	455,800
22	195,700	240,500	374,700	457,500
23	197,400	243,200	376,600	459,400
24	199,100	245,900	378,500	461,200
25	200,600	248,500	380,000	462,900
26	202,300	251,100	381,900	464,500
27	204,100	253,600	383,800	466,100
28	205,700	256,100	385,700	467,700
29	207,200	258,900	387,600	469,200
30	208,900	261,300	389,500	470,500
31	210,700	263,600	391,500	471,800
32	212,400	266,000	393,500	473,100
33	214,000	268,300	395,200	474,300
34	215,800	270,600	396,900	475,000
35	217,600	272,900	398,600	475,800
36	219,500	275,100	400,400	476,500
37	221,100	277,500	401,600	477,100
38	222,900	279,500	403,100	
39	224,700	281,700	404,500	
40	226,600	283,800	406,000	
41	228,300	285,800	407,700	
42	230,000	288,500	409,100	
43	231,600	290,900	410,400	
44	233,200	293,400	411,900	
45	235,000	295,600	413,600	
46	236,400	298,300	414,900	
47	237,800	300,800	416,400	
48	239,200	303,500	418,000	
49	240,700	306,000	419,700	
50	242,300	308,400	421,200	
51	243,700	310,900	422,800	
52	245,200	313,400	424,300	
53	246,500	315,800	426,000	
54	247,800	318,000	427,500	
55	249,200	320,200	429,200	
56	250,700	322,400	430,800	
57	252,100	324,700	432,300	
58	253,200	326,800	433,800	
59	254,500	329,100	435,000	
60	255,800	331,100	436,200	
61	257,200	333,300	437,500	

	62	258,700	335,500	438,800
	63	260,100	337,700	440,100
	64	261,400	339,900	441,300
	65	262,800	341,800	442,500
	66	264,400	344,100	443,700
	67	266,100	346,200	445,000
	68	267,800	348,400	446,200
	69	269,300	350,400	447,400
	70	270,700	352,500	448,600
	71	272,200	354,600	449,800
	72	273,800	356,600	451,000
再任用 学校職 員以外 の職員	73	274,900	358,500	452,200
	74	276,300	360,400	452,800
	75	277,700	362,300	453,300
	76	279,000	364,200	453,800
	77	280,400	366,100	454,300
	78	281,700	367,900	
	79	282,900	369,600	
	80	284,100	371,200	
	81	285,300	372,700	
	82	286,500	374,300	
	83	287,700	375,800	
	84	289,000	377,200	
	85	290,200	378,300	
	86	291,300	379,700	
	87	292,500	381,100	
	88	293,700	382,500	
	89	294,900	383,800	
	90	296,000	385,100	
	91	297,300	386,300	
92	298,500	387,600		
93	299,300	388,900		
94	300,300	390,100		
95	301,500	391,400		
96	302,700	392,600		
97	303,700	394,000		
98	304,900	395,000		
99	305,900	396,100		
100	307,000	397,100		
101	307,900	398,100		
102	309,000	399,100		
103	310,100	400,200		
104	311,100	401,300		
105	311,800	402,000		
106	312,700	402,900		
107	313,500	403,800		
108	314,300	404,700		
109	315,200	405,600		
110	315,600	406,500		
111	316,000	407,300		

112	316,500	408,100		
113	317,100	408,700		
114	317,500	409,400		
115	318,000	410,100		
116	318,500	410,800		
117	319,100	411,400		
118	319,700	411,900		
119	320,100	412,300		
120	320,600	412,700		
121	321,100	413,200		
122	321,500	413,500		
123	322,000	413,800		
124	322,500	414,000		
125	323,100	414,200		
126	323,400	414,500		
127	323,700	414,800		
128	324,000	415,000		
129	324,200	415,200		
130	324,500	415,500		
131	324,800	415,800		
132	325,100	416,000		
133	325,300	416,200		
134	325,500	416,500		
135	325,700	416,800		
136	326,000	417,000		
137	326,300	417,200		
138	326,500	417,500		
139	326,800	417,800		
140	327,100	418,000		
141	327,400	418,200		
142	327,600	418,500		
143	327,900	418,800		
144	328,100	419,000		
145	328,400	419,200		
146	328,600			
147	328,900			
148	329,200			
149	329,400			
150	329,600			
151	329,900			
152	330,200			
153	330,400			
再任用 学校職 員	234,700	275,500	333,000	418,200

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)
教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	152,800	168,800	288,500	409,600
	2	154,300	170,900	291,200	411,100
	3	155,900	173,100	294,100	412,600
	4	157,400	175,300	296,900	414,200
	5	159,100	177,300	299,500	415,600
	6	161,000	179,600	301,900	417,000
	7	162,800	181,800	304,500	418,500
	8	164,700	184,000	307,100	420,100
	9	166,500	186,300	309,600	421,600
	10	168,600	189,200	312,500	423,000
	11	170,600	191,900	315,300	424,400
	12	172,700	194,600	318,200	425,700
	13	174,700	197,600	320,900	427,000
	14	176,900	199,300	323,100	428,400
	15	179,100	200,900	325,300	429,900
	16	181,400	202,700	327,700	431,300
	17	183,700	204,500	330,000	432,500
	18	186,300	206,200	332,200	433,800
	19	188,900	207,900	334,500	435,000
	20	191,400	209,500	336,800	436,400
	21	193,900	211,400	339,100	437,500
	22	195,700	213,300	341,300	438,700
	23	197,400	215,200	343,700	440,000
	24	199,100	217,100	346,000	441,300
	25	200,600	218,900	348,100	442,600
	26	202,200	220,900	349,900	443,800
	27	203,900	222,900	351,900	444,900
	28	205,400	224,900	353,800	446,000
	29	207,100	226,900	355,700	447,200
	30	208,800	229,600	357,500	448,000
	31	210,600	232,300	359,300	448,800
	32	212,300	235,100	361,200	449,700
	33	213,800	237,700	362,900	450,600
	34	215,500	240,500	364,600	451,100
	35	217,200	243,200	366,400	451,600
	36	219,000	245,900	368,200	452,200
	37	220,500	248,500	370,100	452,700
	38	222,200	251,100	371,600	
	39	223,900	253,600	373,200	
	40	225,600	256,100	374,900	
	41	227,300	258,900	376,200	
	42	229,000	261,300	377,600	
	43	230,600	263,600	379,100	
	44	232,200	266,000	380,600	
	45	234,000	268,300	382,200	
	46	235,500	270,600	383,800	
	47	237,000	272,900	385,400	

	48	238,400	275,100	386,900
	49	240,000	277,500	388,300
	50	241,400	279,500	389,900
	51	243,100	281,700	391,400
	52	244,300	283,800	392,800
	53	245,600	285,800	394,000
	54	247,100	288,500	395,300
	55	248,400	290,900	396,400
	56	249,800	293,400	397,600
	57	251,200	295,600	399,100
	58	252,400	298,300	400,300
	59	253,600	300,800	401,500
	60	254,900	303,500	402,800
	61	256,300	306,000	404,000
	62	257,800	308,400	405,000
	63	259,100	310,900	406,500
	64	260,100	313,400	407,800
	65	261,100	315,800	409,000
	66	262,600	318,000	410,100
	67	264,200	320,200	411,300
	68	265,800	322,400	412,400
	69	267,400	324,700	413,500
	70	268,900	326,800	414,700
	71	270,400	329,100	415,900
	72	271,900	331,100	417,100
再任用	73	273,200	333,300	417,700
学校職	74	274,400	335,500	418,500
員以外	75	275,700	337,700	419,200
の職員	76	277,000	339,900	419,700
	77	278,400	341,700	420,000
	78	279,500	343,700	420,400
	79	280,800	345,600	420,900
	80	282,000	347,400	421,300
	81	283,300	349,200	421,600
	82	284,300	351,100	422,000
	83	285,500	352,800	422,400
	84	286,700	354,600	422,700
	85	287,700	356,000	423,000
	86	288,700	357,600	423,400
	87	289,700	359,400	423,800
	88	290,700	360,900	424,100
	89	291,800	362,300	424,400
	90	292,700	363,600	424,700
	91	293,600	365,000	425,000
	92	294,500	366,500	425,200
	93	295,000	368,000	425,400
	94	295,700	369,300	
	95	296,600	370,600	
	96	297,400	371,800	

97	298,200	372,800
98	299,000	373,800
99	299,800	374,900
100	300,500	375,900
101	301,400	376,800
102	301,900	377,800
103	302,400	378,800
104	302,900	379,800
105	303,100	380,600
106	303,500	381,500
107	303,900	382,500
108	304,100	383,500
109	304,300	384,300
110	304,500	385,300
111	304,800	386,300
112	305,100	387,300
113	305,300	387,900
114	305,500	388,800
115	305,700	389,800
116	306,000	390,700
117	306,300	391,500
118	306,600	392,200
119	306,900	393,000
120	307,200	393,800
121	307,300	394,400
122	307,500	395,200
123	307,800	395,900
124	308,100	396,600
125	308,300	397,200
126		398,000
127		398,500
128		399,100
129		399,800
130		400,400
131		400,900
132		401,400
133		401,700
134		402,000
135		402,300
136		402,600
137		402,900
138		403,200
139		403,500
140		403,800
141		404,100
142		404,400
143		404,700
144		405,000
145		405,300
146		405,600
147		405,900

	148		406,100		
	149		406,300		
	150		406,600		
	151		406,900		
	152		407,100		
	153		407,300		
	154		407,600		
	155		407,900		
	156		408,100		
	157		408,300		
再任用 学校職員		225,700	272,200	326,200	408,100

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,200	182,600	218,300	245,100	279,200
	2	145,600	184,200	219,900	246,500	281,400
	3	147,000	185,800	221,500	247,800	283,600
	4	148,500	187,500	223,100	249,200	285,800
	5	149,700	189,000	224,500	250,600	288,000
	6	151,500	190,600	226,200	251,900	290,200
	7	153,200	192,200	227,700	253,200	292,400
	8	154,900	193,700	229,300	254,500	294,600
	9	156,700	195,400	230,800	255,900	296,700
	10	158,400	197,100	232,300	256,900	298,900
	11	160,100	198,700	233,800	258,200	301,000
	12	161,900	200,400	235,200	259,400	303,200
	13	163,400	202,000	237,000	260,700	305,500
	14	165,400	203,700	238,400	262,400	307,500
	15	167,400	205,300	239,700	264,000	309,600
	16	169,300	206,900	241,100	265,700	311,700
	17	171,200	208,400	242,500	267,300	313,900
	18	173,200	210,100	243,800	269,200	315,900
	19	175,000	211,900	245,100	271,000	318,000
	20	176,900	213,600	246,400	273,000	320,200
	21	178,800	214,900	247,800	274,800	322,100
	22	180,400	216,400	248,900	276,600	324,100
	23	181,900	217,800	250,200	278,500	326,000
	24	183,400	219,400	251,400	280,300	328,100
	25	185,000	220,800	252,600	282,200	330,100
	26	186,500	222,200	254,200	284,100	332,000
	27	188,100	223,600	255,700	286,000	334,000
	28	189,500	224,900	257,300	287,800	336,100

	29	191,100	226,500	258,800	289,900	337,700
	30	192,400	227,900	260,600	291,800	339,500
	31	193,700	229,500	262,400	293,600	341,200
	32	195,100	230,900	264,100	295,500	343,100
	33	196,500	232,400	265,700	297,400	344,900
	34	197,900	233,900	267,500	299,100	346,700
	35	199,300	235,100	269,200	300,900	348,600
	36	200,700	236,400	271,000	302,700	350,400
	37	201,800	237,900	272,500	304,300	352,300
	38	203,200	239,200	274,300	306,000	354,000
	39	204,500	240,500	276,000	307,700	355,600
	40	205,800	242,000	277,700	309,300	357,300
	41	207,000	243,300	279,400	311,100	358,600
	42	208,200	244,700	281,100	312,900	359,700
	43	209,400	246,000	282,800	314,500	360,900
	44	210,700	247,100	284,500	316,200	362,100
	45	211,900	248,300	286,100	317,400	363,300
	46	213,000	249,900	287,800	318,800	364,100
	47	214,100	251,500	289,600	320,400	365,300
	48	215,200	253,000	291,200	322,000	366,500
	49	216,300	254,600	292,600	323,500	367,500
	50	217,300	256,000	294,200	324,800	368,500
	51	218,400	257,500	295,700	326,000	369,500
	52	219,400	258,900	297,400	327,400	370,500
	53	220,200	260,000	298,800	328,500	371,300
	54	221,200	261,400	300,300	329,500	372,100
	55	222,100	262,800	301,700	330,600	373,000
	56	223,100	264,200	303,200	331,600	373,900
	57	223,900	265,300	304,600	332,100	374,500
再任用	58	224,800	266,600	305,800	333,000	375,300
学校職	59	225,700	267,900	307,100	333,800	376,100
員以外	60	226,700	269,200	308,500	334,700	376,900
の職員	61	227,600	270,200	309,800	335,600	377,300
	62	228,600	271,400	311,000	335,900	378,000
	63	229,600	272,800	312,400	336,500	378,700
	64	230,700	274,100	313,600	337,200	379,400
	65	231,400	275,100	315,000	337,800	379,800
	66	232,300	276,200	315,800	338,500	380,400
	67	233,200	277,300	316,600	339,200	381,100
	68	234,200	278,400	317,400	339,900	381,700
	69	234,900	279,500	318,000	340,600	382,200
	70	235,600	280,600	318,700	341,100	382,700
	71	236,300	281,700	319,500	341,700	383,200
	72	237,000	282,800	320,100	342,300	383,700
	73	237,700	283,700	320,800	342,600	384,300
	74	238,500	284,400	321,000	343,300	384,800
	75	239,300	285,000	321,600	343,800	385,400
	76	240,100	285,800	322,200	344,400	386,000
	77	240,700	286,600	322,800	344,900	386,500
	78	241,300	287,200	323,300	345,400	387,000

	79	242,000	287,800	323,800	345,900	387,500
	80	242,600	288,500	324,300	346,300	388,000
	81	243,000	289,200	324,900	346,600	388,300
	82	243,400	289,700	325,400	346,900	388,800
	83	243,800	290,100	325,800	347,300	389,200
	84	244,200	290,500	326,300	347,600	389,700
	85	244,600	290,700	326,800	348,100	390,100
	86		290,900	327,300	348,400	390,600
	87		291,100	327,500	348,700	391,000
	88		291,300	327,900	349,000	391,400
	89		291,700	328,300	349,400	391,800
	90		291,900	328,700	349,700	392,300
	91		292,100	329,100	350,100	392,700
	92		292,300	329,500	350,400	393,100
	93		292,700	329,800	350,900	393,500
	94		292,900	330,000	351,200	
	95		293,100	330,400	351,500	
	96		293,400	330,700	351,800	
	97		293,800	330,900	352,100	
	98		294,100	331,200	352,500	
	99		294,300	331,500	352,900	
	100		294,600	331,800	353,300	
	101		294,900	332,000	353,800	
	102		295,100	332,300	354,200	
	103		295,300	332,700	354,600	
	104		295,600	332,900	355,000	
	105		295,900	333,000	355,500	
	106			333,300		
	107			333,700		
	108			333,900		
	109			334,100		
	110			334,500		
	111			334,900		
	112			335,400		
	113			335,600		
再任用 学校職員		188,800	215,700	244,300	257,900	283,400

(別表第5)(第5条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	139,300	190,100	226,800	261,600	288,700	319,900
	2	140,500	191,900	228,400	263,700	290,900	322,100
	3	141,700	193,700	230,000	265,700	293,200	324,400
	4	142,800	195,600	231,600	267,800	295,400	326,600
	5	143,900	197,200	233,200	269,700	297,500	329,000
	6	145,000	199,000	235,000	271,700	299,800	331,000
	7	146,100	200,800	236,600	273,900	302,100	333,200

8	147,200	202,700	238,200	276,000	304,500	335,500
9	148,400	204,400	239,800	278,100	306,600	337,600
10	149,800	206,200	241,400	280,100	308,900	339,800
11	151,100	208,000	243,100	282,300	311,100	341,900
12	152,400	209,800	244,700	284,400	313,500	344,200
13	153,700	211,300	246,300	286,400	315,700	346,200
14	155,200	213,100	247,800	288,600	317,800	348,200
15	156,800	214,800	249,400	290,600	320,100	350,300
16	158,400	216,600	250,900	292,700	322,200	352,400
17	159,700	218,400	252,400	294,700	324,300	354,300
18	161,200	220,100	254,300	296,800	326,300	356,300
19	162,700	221,800	256,100	298,900	328,500	358,200
20	164,300	223,400	258,000	300,900	330,500	360,200
21	165,700	225,000	259,700	303,000	332,500	362,200
22	168,400	226,800	261,600	305,200	334,600	364,100
23	171,000	228,500	263,500	307,200	336,700	366,100
24	173,700	230,100	265,300	309,300	338,800	368,100
25	176,400	231,600	267,300	311,100	340,400	370,100
26	178,100	233,200	269,200	313,300	342,300	372,000
27	179,900	234,800	271,000	315,400	344,400	374,100
28	181,600	236,200	273,000	317,400	346,300	376,100
29	183,100	237,600	274,700	319,500	348,000	377,600
30	184,900	238,800	276,600	321,500	349,900	379,400
31	186,700	240,000	278,500	323,600	351,900	381,200
32	188,500	241,300	280,300	325,700	353,700	382,900
33	190,100	242,700	282,100	327,300	355,600	384,700
34	191,600	244,100	284,000	329,300	357,400	386,100
35	193,100	245,400	285,800	331,300	359,300	387,600
36	194,600	246,700	287,700	333,400	361,000	389,200
37	196,000	247,700	289,500	335,400	362,400	390,700
38	197,300	249,200	291,200	337,300	363,700	391,900
39	198,600	250,900	293,000	339,300	365,100	393,100
40	199,900	252,400	294,800	341,200	366,600	394,200
41	201,200	253,800	296,600	343,200	367,900	395,300
42	202,600	255,200	298,300	345,100	368,800	396,500
43	203,900	256,600	300,000	346,900	369,900	397,800
44	205,200	258,100	301,600	348,800	371,000	398,900
45	206,400	259,300	303,300	350,300	371,800	399,600
46	207,700	260,600	305,100	351,800	372,700	400,300
47	209,000	262,000	306,700	353,300	373,600	401,000
48	210,400	263,400	308,400	354,800	374,600	401,700
49	211,500	264,700	309,600	356,400	375,500	402,300
50	212,600	265,900	311,100	357,200	376,300	402,900
51	213,700	267,200	312,800	358,500	377,100	403,400
52	214,800	268,500	314,400	359,500	377,900	403,800
53	216,000	269,600	316,000	360,400	378,600	404,200
54	217,000	270,700	317,600	361,500	379,300	404,500
55	218,000	272,000	319,200	362,400	380,000	404,800
56	219,100	273,400	320,800	363,500	380,700	405,200

	57	219,900	274,500	322,300	364,400	381,200	405,500
	58	220,900	275,500	323,500	365,100	381,900	405,800
	59	221,800	276,600	324,700	365,800	382,500	406,100
	60	222,800	277,700	325,900	366,600	383,200	406,400
	61	223,600	278,900	326,600	367,000	383,600	406,700
	62	224,600	279,900	327,600	367,600	384,300	407,000
	63	225,600	280,900	328,400	368,300	384,900	407,300
	64	226,700	281,900	329,200	369,000	385,500	407,600
再任用 学校職 員以外 の職員	65	227,400	282,700	330,100	369,300	385,900	407,900
	66	228,400	283,600	330,500	370,000	386,500	408,200
	67	229,400	284,400	331,200	370,700	387,100	408,500
	68	230,500	285,300	332,000	371,400	387,700	408,800
	69	231,300	286,300	332,800	371,700	388,100	409,000
	70	232,100	287,100	333,500	372,300	388,600	409,300
	71	232,900	287,900	334,200	373,000	389,100	409,600
	72	233,800	288,800	334,900	373,600	389,800	409,900
	73	234,600	289,600	335,500	373,900	390,100	410,100
	74	235,300	290,100	336,100	374,600	390,500	410,400
	75	236,000	290,500	336,600	375,300	390,900	410,700
	76	236,700	291,000	337,200	375,900	391,300	410,900
	77	237,400	291,100	337,500	376,300	391,600	411,100
	78	238,200	291,500	338,000	376,800	391,900	411,400
	79	239,000	291,700	338,400	377,400	392,200	411,700
	80	239,800	292,100	338,900	377,900	392,500	411,900
	81	240,500	292,300	339,300	378,400	392,700	412,100
	82	241,200	292,500	339,800	379,000	393,000	412,400
83	242,000	292,900	340,300	379,500	393,300	412,700	
84	242,700	293,200	340,800	379,800	393,500	413,000	
85	243,400	293,500	341,100	380,200	393,700	413,200	
86	244,100	293,800	341,500	380,700	394,000		
87	244,800	294,100	342,000	381,100	394,300		
88	245,500	294,500	342,400	381,500	394,500		
89	246,200	294,800	342,700	382,000	394,700		
90	246,700	295,200	343,200	382,500	395,000		
91	247,200	295,500	343,700	382,900	395,300		
92	247,700	295,900	344,100	383,300	395,500		
93	248,000	296,000	344,300	383,600	395,700		
94		296,300	344,700	384,100			
95		296,700	345,200	384,500			
96		297,100	345,600	384,900			
97		297,300	345,700	385,200			
98		297,600	346,200	385,700			
99		298,000	346,600	386,100			
100		298,400	346,900	386,500			
101		298,600	347,200	386,800			
102		298,900	347,600				
103		299,300	348,000				
104		299,600	348,400				
105		299,800	348,900				
106		300,100	349,300				

	107		300,500	349,700			
	108		300,800	350,100			
	109		301,000	350,700			
	110		301,400	351,100			
	111		301,800	351,400			
	112		302,100	351,700			
	113		302,200	352,200			
	114		302,500				
	115		302,800				
	116		303,200				
	117		303,400				
	118		303,600				
	119		304,000				
	120		304,300				
	121		304,700				
	122		304,900				
	123		305,200				
	124		305,500				
	125		305,800				
再任用 学校職員		187,800	215,600	256,100	275,800	291,100	316,800

別表第8の「ア中」

5,000			5,000	7,100
5,100			5,100	7,100

 を

5,000			5,000	7,100
5,100			5,100	7,100

 に改め、同表の「イ中」

「149号俸」

			7,100	
--	--	--	-------	--

 を

「149号俸から152号俸まで
 153号俸から156号俸まで
 157号俸」

			7,100	
			7,100	
			7,100	

 に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(施行日前の異動者の号俸の調整)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める学校職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(前項に規定する学校職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 前3項の規定による給料を支給される学校職員に関する義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と長野県学校職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例（平成27年長野県条例第23号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（実施規定）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に、「同日」を「（当該給料月額が平成27年3月31日においてその者の受けていた給料月額を下回る学校職員にあっては、当該受けていた給料月額）が切替日の前日」に、「には、給料月額のほか」を「であって」に、「から当該差額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。）を減じた」を「が次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を超えることとなるものには、給料月額及び長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第23号）附則第3項から第5項までの規定による給料のほか、当該超える」に改め、同項に次の表を加える。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間	22,500円
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間	30,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間	37,500円

附則第10項を削る。

附則第11項中「前2項に」を「前項に」に、「前2項の」を「同項の」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「前3項」に、「附則第12項」を「第11項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

教育総務課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

長野県いじめ防止対策推進条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第24号

長野県いじめ防止対策推進条例

（目的）

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることにより、児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校の設置者、学校、保護者、県民その他の関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指して行

われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に定める基本理念(次条及び第7条において「基本理念」という。)のっとり、いじめの防止等のための対策について施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、学校の設置者その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念のっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念のっとり、児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、地方方法務局、警察その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われる場合は、速やかに、その児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行い、いじめがあったことが確認されたときには、適切かつ迅速にいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行わなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念のっとり、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に認識して授業その他の教育活動を行わなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、県、国、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第10条 県は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

(長野県いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 法第14条第1項の規定により、学校、長野県教育委員会及び市町村の教育委員会、長野県中央児童相談所、長野地方方法務局、長野県警察本部その他の関係者により構成される長野県いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を

置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

(2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項

(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

(相談体制の充実)

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができるよう相談体制の充実を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための措置)

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 情報モラル(情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。)に関する児童生徒に対する教育及び保護者に対する啓発活動

(2) インターネットの適切な利用に関する学校と保護者との連携協力を促進するための情報の提供

(啓発活動等)

第14条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する児童生徒の理解を深めるため、児童生徒向けの資料の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県立学校に係る重大事態への対処)

第15条 県立学校の児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態(次条において「重大事態」という。)が発生した場合には、長野県教育委員会又は当該学校は、心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有する者その他の長野県教育委員会又は当該学校が必要と認める者による組織を設け調査を行うものとする。

(知事の調査等)

第16条 知事は、法第30条第1項又は第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は第31条第2項の規定による調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行った場合において必要があると認めるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4に規定する総合教育会議において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置について協議を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条及び第16条第2項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

教学指導課心の支援室

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第25号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例(昭和29年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「休職者、育児休業者及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第3条第1号に規定する派遣職員を除く。」を削る。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(警察職員の定数)」を付し、同条中「252人」を「253人」に、「989人」を「995人」に、「1,023人」を「1,028人」に、「1,052人」を「1,059人」に、「3,885人」を「3,904人」に改める。

第3条に見出しとして「(警察職員の定数の配分)」を付し、同条

中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(定数外の警察職員)

第3条 次に掲げる警察職員は、定数外とする。

- (1) 休職にされた警察職員
- (2) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)第1条に規定する配偶者同行休業をしている警察職員
- (3) 育児休業をしている警察職員
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第3条第1号に規定する派遣職員

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第26号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「2号俸」を「1号俸」に改める。

附則第15項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附則第29項の前の見出し中「における」を「及び平成27年4月1日における」に改める。

附則第31項を附則第32項とする。

附則第30項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第31項とし、附則第29項の次に次の1項を加える。

30 平成27年4月1日において47歳以上の警察職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける警察職員及び再任用の警察職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した警察職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める警察職員を除く。)その他当該警察職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める警察職員の平成27年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

警察職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,300	178,100	205,100	245,400	291,300	319,000	348,200	383,800	425,900
	2	164,100	180,000	207,100	247,200	293,600	321,300	350,400	386,000	427,700
	3	165,900	181,800	209,100	249,000	295,800	323,600	352,800	388,100	429,700
	4	167,600	183,600	211,200	250,900	298,200	325,800	355,000	390,300	431,600
	5	169,100	185,500	213,200	252,600	300,100	328,200	357,100	392,200	433,000
	6	171,000	187,900	215,200	254,400	302,400	330,400	359,300	394,200	434,700
	7	172,900	190,200	217,200	256,000	304,800	332,700	361,500	396,100	436,400
	8	174,800	192,500	219,200	257,800	307,000	335,100	363,700	398,000	437,900
	9	176,500	194,700	221,300	259,300	309,100	337,000	365,600	399,800	439,500
	10	178,200	197,400	223,100	260,900	311,300	339,300	367,900	401,800	441,200
	11	180,000	199,900	224,900	262,300	313,700	341,500	370,000	403,800	442,800
	12	181,700	202,400	226,800	263,800	315,900	343,900	372,200	406,000	444,500

13	183,600	204,900	228,700	265,600	318,000	346,000	374,500	407,800	445,600
14	185,700	206,700	230,600	267,000	320,400	348,100	376,600	409,900	447,200
15	187,900	208,500	232,500	268,200	322,600	350,300	378,800	411,900	449,000
16	190,000	210,400	234,500	269,500	324,900	352,500	380,900	414,100	450,800
17	192,200	212,300	236,100	270,700	326,800	354,700	382,800	415,800	452,500
18	194,600	214,200	237,900	272,300	329,200	356,700	384,800	417,500	454,300
19	197,100	216,100	239,700	273,900	331,300	358,900	386,800	419,200	456,100
20	199,500	217,900	241,600	275,400	333,600	361,000	388,800	420,900	457,800
21	202,000	219,700	243,200	276,800	335,800	363,100	390,700	422,600	459,400
22	203,900	221,500	244,600	278,200	337,800	365,100	392,800	424,200	461,200
23	205,700	223,300	245,800	279,800	339,900	367,200	394,900	425,600	462,800
24	207,500	225,100	247,100	281,500	341,900	369,300	396,900	427,100	464,600
25	209,400	226,900	248,400	282,700	344,000	371,200	398,700	428,400	466,100
26	211,300	228,600	249,900	284,800	346,100	373,200	400,700	429,900	467,600
27	213,100	230,300	251,300	286,900	348,100	375,400	402,800	431,400	469,100
28	214,800	232,000	252,500	289,100	350,100	377,400	404,900	433,000	470,400
29	216,700	233,500	253,800	291,100	352,400	379,300	406,500	434,300	471,600
30	218,600	235,400	254,900	293,100	354,500	381,400	408,300	436,000	472,300
31	220,400	237,200	256,300	295,100	356,500	383,600	410,000	437,800	473,000
32	222,200	239,000	257,500	297,100	358,700	385,600	411,700	439,400	473,700
33	223,900	240,400	258,600	299,000	360,400	387,500	413,500	440,800	474,200
34	225,600	242,000	259,900	300,800	362,400	389,700	415,000	442,500	475,000
35	227,400	243,300	261,100	302,700	364,400	391,800	416,600	444,300	475,800
36	229,100	244,700	262,300	304,700	366,600	393,700	418,100	445,900	476,400
37	230,600	246,000	263,400	306,500	368,500	395,400	419,400	447,300	476,700
38	232,400	247,300	264,600	308,400	370,600	396,900	421,000	448,000	477,300
39	234,300	248,600	265,900	310,300	372,600	398,300	422,500	448,700	477,800
40	236,100	249,900	267,000	312,200	374,700	399,700	424,000	449,400	478,300
41	237,500	251,200	268,200	314,100	376,700	400,900	425,500	449,800	478,800
42	238,900	252,400	269,800	315,900	378,800	402,000	426,800	450,400	479,200
43	240,200	253,700	271,300	317,800	380,900	403,000	428,100	451,100	479,600
44	241,400	254,800	272,500	319,800	383,000	404,000	429,400	451,700	480,000
45	242,800	256,000	273,800	321,600	384,700	405,300	430,400	452,600	480,300
46	243,900	257,300	275,400	323,500	386,400	406,500	431,100	453,300	
47	245,000	258,500	277,100	325,400	388,000	407,600	431,900	453,800	
48	246,000	259,700	278,700	327,300	389,800	408,800	432,700	454,300	
49	247,000	260,800	280,600	328,900	391,200	410,100	433,200	454,800	
50	248,100	262,000	282,300	330,500	392,200	410,900	433,600	455,100	
51	249,500	263,200	284,000	332,100	393,200	411,700	434,000	455,400	
52	250,600	264,400	285,600	333,800	394,200	412,400	434,300	455,800	
53	251,700	265,700	287,100	335,600	395,500	413,000	434,600	456,200	
54	253,000	267,000	289,000	337,300	396,600	413,700	435,000	456,400	
55	254,100	268,500	290,700	339,100	397,800	414,400	435,300	456,700	
56	255,300	269,700	292,500	340,900	399,000	415,000	435,600	456,900	
57	256,500	270,800	294,100	342,100	400,300	415,700	435,900	457,300	
58	257,600	272,500	295,800	343,900	401,100	416,100	436,200	457,500	
59	258,600	274,200	297,700	345,600	401,900	416,700	436,600	457,700	
60	259,700	275,800	299,500	347,200	402,600	417,300	436,900	457,900	
61	260,800	277,400	301,000	348,800	403,100	417,700	437,200	458,300	
62	262,000	279,000	302,800	350,500	403,800	418,300	437,500		

	63	263,200	280,700	304,700	352,300	404,500	418,800	437,800		
	64	264,200	282,300	306,400	354,000	405,300	419,300	438,100		
再任用 の警察 職員以 外の職 員	65	265,400	283,800	307,900	355,600	405,600	419,800	438,400		
	66	266,700	285,200	309,600	357,200	406,300	420,400	438,700		
	67	268,100	286,700	311,200	358,900	407,000	420,900	439,000		
	68	269,400	288,200	313,000	360,500	407,600	421,400	439,300		
	69	270,600	289,900	314,600	361,700	408,000	421,800	439,500		
	70	272,000	291,400	316,000	363,100	408,500	422,100	439,800		
	71	273,500	293,000	317,500	364,400	409,100	422,400	440,100		
	72	274,900	294,600	319,000	365,800	409,600	422,700	440,400		
	73	276,200	295,900	320,100	367,100	410,100	423,000	440,600		
	74	277,600	297,400	321,700	368,300	410,500	423,300	440,900		
	75	279,000	298,900	323,300	369,600	411,000	423,600	441,200		
	76	280,300	300,400	325,000	370,900	411,500	423,900	441,500		
	77	281,600	301,500	326,800	372,200	412,000	424,100	441,700		
	78	282,800	303,000	328,600	373,400	412,500	424,400	442,000		
	79	284,000	304,500	330,200	374,700	413,200	424,700	442,300		
	80	285,100	306,000	331,800	375,900	413,700	425,000	442,600		
	81	286,400	307,500	333,500	377,100	414,100	425,200	442,800		
	82	287,600	308,900	335,300	378,300	414,700	425,500	443,100		
	83	289,000	310,200	336,900	379,400	415,200	425,800	443,400		
84	290,300	311,700	338,600	380,600	415,400	426,000	443,700			
85	291,500	312,900	340,000	381,700	415,700	426,200	443,900			
86	292,700	314,400	341,500	382,400	416,200	426,500				
87	293,900	315,800	343,100	382,900	416,500	426,800				
88	295,100	317,300	344,600	383,500	416,800	427,000				
89	296,300	318,800	345,900	384,100	417,100	427,200				
90	297,500	320,400	347,100	384,700	417,500	427,500				
91	298,600	321,800	348,400	385,300	417,900	427,800				
92	299,800	323,300	349,700	385,900	418,300	428,000				
93	300,600	324,600	351,200	386,200	418,600	428,200				
94	301,900	325,900	352,700	386,700	419,000					
95	303,100	327,400	354,200	387,300	419,400					
96	304,500	328,700	355,700	387,800	419,800					
97	305,600	329,900	357,000	388,200	420,100					
98	306,800	331,200	358,200	388,600	420,500					
99	308,000	332,500	359,400	389,200	421,000					
100	309,200	333,800	360,600	389,800	421,400					
101	310,400	335,300	361,700	390,200	421,700					
102	311,400	336,200	362,800	390,700						
103	312,600	337,400	363,900	391,300						
104	313,600	338,600	365,100	391,800						
105	314,400	339,700	366,400	392,100						
106	315,000	340,800	366,900	392,500						
107	315,600	341,800	367,500	393,000						
108	316,300	343,000	368,100	393,300						
109	316,800	344,200	368,700	393,600						
110	317,300	345,200	369,200	394,100						
111	317,900	346,200	369,700	394,600						
112	318,500	347,100	370,200	395,100						

113	319,300	348,000	370,600	395,400						
114	320,100	348,900	371,000	395,900						
115	320,800	349,900	371,600	396,400						
116	321,500	351,000	372,100	396,900						
117	322,100	352,000	372,500	397,200						
118	322,900	352,500	373,000	397,800						
119	323,600	353,100	373,600	398,300						
120	324,400	353,700	374,200	398,800						
121	325,000	354,000	374,300	399,200						
122	325,300	354,400	374,900	399,700						
123	325,800	354,900	375,400	400,100						
124	326,300	355,300	375,800	400,600						
125	326,600	355,700	376,300	401,000						
126		356,100	376,800							
127		356,600	377,300							
128		357,000	377,800							
129		357,400	378,100							
130		357,800	378,600							
131		358,200	379,100							
132		358,700	379,600							
133		358,900	379,900							
134		359,400	380,400							
135		359,800	380,800							
136		360,100	381,200							
137		360,400	381,500							
138		360,800	382,100							
139		361,300	382,600							
140		361,800	383,100							
141		362,100	383,400							
142		362,600								
143		363,100								
144		363,600								
145		363,900								
再任用 の警察 職員		242,000	253,800	258,100	289,900	306,600	320,900	344,800	380,400	412,400

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,300	190,100	226,800	261,600	288,700	319,900	364,700	411,000
	2	140,500	191,900	228,400	263,700	290,900	322,100	367,400	413,500
	3	141,700	193,700	230,000	265,700	293,200	324,400	369,900	416,000
	4	142,800	195,600	231,600	267,800	295,400	326,600	372,500	418,400
	5	143,900	197,200	233,200	269,700	297,500	329,000	374,700	420,300
	6	145,000	199,000	235,000	271,700	299,800	331,000	377,200	422,700
	7	146,100	200,800	236,600	273,900	302,100	333,200	379,600	424,800

8	147,200	202,700	238,200	276,000	304,500	335,500	382,200	427,000	
9	148,400	204,400	239,800	278,100	306,600	337,600	384,700	429,100	
10	149,800	206,200	241,400	280,100	308,900	339,800	387,400	431,200	
11	151,100	208,000	243,100	282,300	311,100	341,900	390,100	433,300	
12	152,400	209,800	244,700	284,400	313,500	344,200	392,800	435,400	
13	153,700	211,300	246,300	286,400	315,700	346,200	395,200	437,200	
14	155,200	213,100	247,800	288,600	317,800	348,200	397,600	439,000	
15	156,800	214,800	249,400	290,600	320,100	350,300	399,800	441,000	
16	158,400	216,600	250,900	292,700	322,200	352,400	402,200	443,000	
17	159,700	218,400	252,400	294,700	324,300	354,300	404,000	445,000	
18	161,200	220,100	254,300	296,800	326,300	356,300	406,100	446,800	
19	162,700	221,800	256,100	298,900	328,500	358,200	408,000	448,600	
20	164,300	223,400	258,000	300,900	330,500	360,200	409,800	450,300	
21	165,700	225,000	259,700	303,000	332,500	362,200	411,700	452,200	
22	168,400	226,800	261,600	305,200	334,600	364,100	413,600	453,700	
23	171,000	228,500	263,500	307,200	336,700	366,100	415,400	455,100	
24	173,700	230,100	265,300	309,300	338,800	368,100	417,300	456,600	
25	176,400	231,600	267,300	311,100	340,400	370,100	419,100	458,000	
26	178,100	233,200	269,200	313,300	342,300	372,000	420,600	459,300	
27	179,900	234,800	271,000	315,400	344,400	374,100	422,200	460,700	
28	181,600	236,200	273,000	317,400	346,300	376,100	423,800	461,900	
29	183,100	237,600	274,700	319,500	348,000	377,600	425,400	462,900	
30	184,900	238,800	276,600	321,500	349,900	379,400	426,700	463,600	
31	186,700	240,000	278,500	323,600	351,900	381,200	428,000	464,400	
32	188,500	241,300	280,300	325,700	353,700	382,900	429,300	465,100	
33	190,100	242,700	282,100	327,300	355,600	384,700	430,500	465,800	
34	191,600	244,100	284,000	329,300	357,400	386,100	431,800	466,600	
35	193,100	245,400	285,800	331,300	359,300	387,600	433,100	467,300	
36	194,600	246,700	287,700	333,400	361,000	389,200	434,300	468,000	
37	196,000	247,700	289,500	335,400	362,400	390,700	435,500	468,500	
38	197,300	249,200	291,200	337,300	363,700	391,900	436,400	469,100	
39	198,600	250,900	293,000	339,300	365,100	393,100	437,200	469,700	
40	199,900	252,400	294,800	341,200	366,600	394,200	438,000	470,300	
41	201,200	253,800	296,600	343,200	367,900	395,300	438,600	470,800	
42	202,600	255,200	298,300	345,100	368,800	396,500	439,300	471,300	
43	203,900	256,600	300,000	346,900	369,900	397,800	440,000	471,700	
44	205,200	258,100	301,600	348,800	371,000	398,900	440,700	472,000	
45	206,400	259,300	303,300	350,300	371,800	399,600	441,500	472,300	
46	207,700	260,600	305,100	351,800	372,700	400,300	442,300		
47	209,000	262,000	306,700	353,300	373,600	401,000	442,700		
48	210,400	263,400	308,400	354,800	374,600	401,700	443,400		
49	211,500	264,700	309,600	356,400	375,500	402,300	443,900		
50	212,600	265,900	311,100	357,200	376,300	402,900	444,400		
51	213,700	267,200	312,800	358,500	377,100	403,400	444,800		
52	214,800	268,500	314,400	359,500	377,900	403,800	445,200		
53	216,000	269,600	316,000	360,400	378,600	404,200	445,600		
54	217,000	270,700	317,600	361,500	379,300	404,500	446,000		
55	218,000	272,000	319,200	362,400	380,000	404,800	446,400		
56	219,100	273,400	320,800	363,500	380,700	405,200	446,700		

	57	219,900	274,500	322,300	364,400	381,200	405,500	447,000	
	58	220,900	275,500	323,500	365,100	381,900	405,800	447,400	
	59	221,800	276,600	324,700	365,800	382,500	406,100	447,700	
	60	222,800	277,700	325,900	366,600	383,200	406,400	448,000	
	61	223,600	278,900	326,600	367,000	383,600	406,700	448,300	
	62	224,600	279,900	327,600	367,600	384,300	407,000		
再任用 の警察 職員以 外の職 員	63	225,600	280,900	328,400	368,300	384,900	407,300		
	64	226,700	281,900	329,200	369,000	385,500	407,600		
	65	227,400	282,700	330,100	369,300	385,900	407,900		
	66	228,400	283,600	330,500	370,000	386,500	408,200		
	67	229,400	284,400	331,200	370,700	387,100	408,500		
	68	230,500	285,300	332,000	371,400	387,700	408,800		
	69	231,300	286,300	332,800	371,700	388,100	409,000		
	70	232,100	287,100	333,500	372,300	388,600	409,300		
	71	232,900	287,900	334,200	373,000	389,100	409,600		
	72	233,800	288,800	334,900	373,600	389,800	409,900		
	73	234,600	289,600	335,500	373,900	390,100	410,100		
	74	235,300	290,100	336,100	374,600	390,500	410,400		
	75	236,000	290,500	336,600	375,300	390,900	410,700		
	76	236,700	291,000	337,200	375,900	391,300	410,900		
	77	237,400	291,100	337,500	376,300	391,600	411,100		
	78	238,200	291,500	338,000	376,800	391,900	411,400		
	79	239,000	291,700	338,400	377,400	392,200	411,700		
	80	239,800	292,100	338,900	377,900	392,500	411,900		
81	240,500	292,300	339,300	378,400	392,700	412,100			
82	241,200	292,500	339,800	379,000	393,000	412,400			
83	242,000	292,900	340,300	379,500	393,300	412,700			
84	242,700	293,200	340,800	379,800	393,500	413,000			
85	243,400	293,500	341,100	380,200	393,700	413,200			
86	244,100	293,800	341,500	380,700	394,000				
87	244,800	294,100	342,000	381,100	394,300				
88	245,500	294,500	342,400	381,500	394,500				
89	246,200	294,800	342,700	382,000	394,700				
90	246,700	295,200	343,200	382,500	395,000				
91	247,200	295,500	343,700	382,900	395,300				
92	247,700	295,900	344,100	383,300	395,500				
93	248,000	296,000	344,300	383,600	395,700				
94		296,300	344,700	384,100					
95		296,700	345,200	384,500					
96		297,100	345,600	384,900					
97		297,300	345,700	385,200					
98		297,600	346,200	385,700					
99		298,000	346,600	386,100					
100		298,400	346,900	386,500					
101		298,600	347,200	386,800					
102		298,900	347,600						
103		299,300	348,000						
104		299,600	348,400						
105		299,800	348,900						
106		300,100	349,300						

	107		300,500	349,700					
	108		300,800	350,100					
	109		301,000	350,700					
	110		301,400	351,100					
	111		301,800	351,400					
	112		302,100	351,700					
	113		302,200	352,200					
	114		302,500						
	115		302,800						
	116		303,200						
	117		303,400						
	118		303,600						
	119		304,000						
	120		304,300						
	121		304,700						
	122		304,900						
	123		305,200						
	124		305,500						
	125		305,800						
再任用 の警察 職員		187,800	215,600	256,100	275,800	291,100	316,800	359,100	392,600

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員(人事委員会の定める者を除く。)に適用する。

(別表第3)(第6条関係)

警察研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	139,400	189,600	277,500	331,300
	2	140,600	192,100	280,000	333,500
	3	141,800	194,500	282,600	335,800
	4	142,900	197,000	285,100	337,900
	5	144,000	199,500	287,500	339,800
	6	145,300	201,800	289,800	341,900
	7	146,600	204,200	292,000	344,100
	8	147,900	206,400	294,200	346,200
	9	149,100	208,500	296,500	348,200
	10	150,800	210,900	299,300	350,200
	11	152,400	213,200	302,000	352,400
	12	154,000	215,500	304,900	354,400
	13	155,500	217,700	307,300	356,500
	14	157,500	220,200	310,000	358,500
	15	159,400	222,600	312,800	360,400
	16	161,400	225,000	315,600	362,300
	17	163,200	227,400	318,200	364,200
	18	165,500	230,200	320,500	366,100
	19	167,700	233,100	322,800	368,100
	20	169,800	236,100	325,000	370,100

	21	172,100	238,600	327,400	371,700
	22	174,500	241,300	329,400	373,700
	23	176,800	243,900	331,400	375,700
	24	179,100	246,600	333,500	377,600
	25	181,300	249,400	335,700	379,200
	26	183,400	251,800	337,600	380,900
	27	185,500	254,200	339,400	382,900
	28	187,700	256,600	341,300	384,800
	29	189,700	259,400	343,400	386,700
	30	191,500	261,600	345,100	388,600
	31	193,300	263,700	346,700	390,600
	32	195,100	265,900	348,400	392,600
	33	196,900	267,900	349,800	394,200
	34	198,800	270,000	351,300	396,000
	35	200,700	272,200	352,800	397,700
	36	202,700	274,300	354,300	399,500
	37	204,400	276,300	355,600	400,700
	38	206,300	277,800	357,000	402,200
	39	208,200	279,300	358,500	403,600
	40	210,100	281,000	359,900	405,000
	41	212,100	282,400	360,800	406,500
	42	214,000	283,600	361,900	407,800
	43	215,900	284,700	363,200	409,300
	44	217,800	285,800	364,300	410,900
	45	219,600	286,600	365,500	412,300
	46	221,500	287,900	366,800	413,600
	47	223,300	289,300	368,100	415,200
	48	225,100	290,500	369,300	416,800
	49	226,900	291,900	370,400	418,100
	50	228,700	293,200	371,700	419,500
	51	230,500	294,400	373,000	421,100
	52	232,200	295,600	374,400	422,500
	53	233,900	296,900	375,100	423,900
	54	235,700	298,100	376,100	425,300
	55	237,500	299,400	377,000	426,700
	56	239,100	300,600	378,000	428,100
	57	240,700	301,700	378,800	429,300
	58	242,100	302,900	379,600	430,600
	59	243,300	304,200	380,300	432,000
	60	244,400	305,400	381,000	433,300
	61	245,700	306,400	381,600	434,100
	62	246,800	307,500	382,400	435,000
	63	247,900	308,600	383,300	436,000
	64	249,100	309,700	384,200	437,000
	65	250,400	310,700	384,800	437,900
	66	251,700	311,900	385,600	438,700
再任用	67	252,900	313,000	386,400	439,300
の警察	68	253,900	314,100	387,200	440,100
職員以	69	254,900	315,200	387,800	440,500
外の職	70	256,400	316,200	388,500	441,100
員					

71	258,000	317,300	389,200	441,600
72	259,400	318,400	390,000	442,100
73	260,800	319,200	390,700	442,600
74	262,200	320,300	391,300	
75	263,600	321,400	391,900	
76	265,000	322,500	392,600	
77	266,100	323,600	393,300	
78	267,300	324,600	393,900	
79	268,600	325,600	394,500	
80	269,800	326,500	395,100	
81	271,200	327,700	395,700	
82	272,500	328,500	396,300	
83	273,900	329,200	396,900	
84	275,100	330,000	397,600	
85	276,300	330,500	398,100	
86	277,500	331,000	398,600	
87	278,800	331,500	399,100	
88	280,000	332,000	399,800	
89	281,100	332,300	400,200	
90	282,300	332,800	400,700	
91	283,500	333,300	401,200	
92	284,700	333,800	401,900	
93	285,700	334,100	402,300	
94	286,700	334,500	402,800	
95	287,700	335,100	403,300	
96	288,800	335,600	404,000	
97	289,400	336,100	404,400	
98	290,300	336,600		
99	291,100	337,100		
100	292,000	337,600		
101	292,900	338,100		
102	293,600	338,600		
103	294,300	339,100		
104	295,000	339,600		
105	295,700	340,100		
106	296,300	340,500		
107	296,800	341,000		
108	297,300	341,400		
109	297,500	341,900		
110	297,900	342,300		
111	298,200	342,900		
112	298,500	343,300		
113	298,800	343,800		
114	299,100	344,200		
115	299,400	344,700		
116	299,700	345,100		
117	300,000	345,600		
118	300,400	346,000		
119	300,700	346,400		
120	301,100	346,800		

	121	301,400	347,200		
再任用 の警察 職員		217,900	259,700	284,800	327,800

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した警察職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける警察職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める警察職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される警察職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察職員(前項に規定する警察職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった警察職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(実施規定)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日」に、「が同日」を「(当該給料月額が平成27年3月31日においてその者の受けていた給料月額を下回る警察職員にあっては、当該受けていた給料月額)が切替日の前日」に、「には、給料月額のほか」を「であって」に、「から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。)を減じた」を「が次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を超えることとなるものには、給料月額及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第26号)附則第3項から第5項までの規定による給料のほか、当該超える」に改め、同項に次の表を加える。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間	22,500円
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間	30,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間	37,500円

附則第10項を削る。

附則第11項中「前2項に」を「前項に」に、「前2項の」を「同項の」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「前3項」に、「附則第12項」を「第11項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

警 務 課

長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第27号

長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例

長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院第12条第1項第10号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所

附則

この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日から施行する。

組織犯罪対策課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第28号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第12号中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同項第17号及び第19号中「1,200円」を「1,100円」に改め、同項第28号中「850円」を「900円」に改める。

別表第4の1中「4,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円)」を「4,400円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,400円)」に、

1,800円	を	1,750円
1,900円		1,850円

に、「3,050円)」を「3,100円)」に、「3,050円(」

を「2,950円(」に、「4,600円)」を「4,500円)」に、

1,900円	を	1,850円
1,500円		1,500円

に、「4,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円)」を「4,550円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円)」に、「3,000円)」を「2,850円)」に、「4,550円)」を「4,400円)」に改め、同表の2中「3,850円)」を「3,650円)」に、「6,950円)」を「6,650円)」に、「4,050円)」を

「3,850円)」に、「4,900円)」を「4,750円)」に改め、同表の4中「3,600円)」を「3,500円)」に改め、同表の5中「23,500円)」

を「23,450円)」に、「それぞれ2万3,500円)」を「それぞれ2万3,450円)」に、「21,850円)」を「21,700円)」に、「それぞれ2万1,850円)」を「それぞれ2万1,700円)」に改め、同5の備考の1中「2万3,500円)」を「2万3,450円)」に、「2,950円)」を「2,800円)」に、「900円)」を「850円)」に、「2万1,850円)」を「2万1,700円)」に、「3,050円)」を「3,100円)」に改め、同備考の2中「2万3,500円)」を「2万3,450円)」に、「350円を、」

4,150円	3,750円	1,300円	4,450円
7,000円	6,400円	2,200円	7,800円
2,100円	1,850円	2,100円	—
2,100円	1,850円	2,100円	—
2,250円	2,000円	2,250円	—
1,850円	1,950円	2,450円	3,150円
—	—	—	2,700円

を「550円を、」に、「200円)」を「350円)」に改め、同5の付表中

を

4,000円	3,600円	1,300円	4,250円
6,700円	6,100円	2,100円	7,400円
2,450円	1,950円	1,950円	—
2,450円	1,950円	1,950円	—
2,000円	1,950円	2,500円	—
1,750円	2,100円	2,550円	3,700円
—	—	—	2,550円

に改め、同表の6中「15,000円」を「14,950円」に、「それぞれ1万5,000円」

を「それぞれ1万4,950円」に、「9,450円」を「9,400円」に、「それぞれ9,450円」を「それぞれ9,400円」に、「12,850円」を「12,750円」に、「それぞれ1万2,850円」を「それぞれ1万2,750円」に改め、同6の備考の1中「1万5,000円」を「1万4,950円」に、「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「9,450円」を「9,400円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「1万2,850円」を「1万2,750円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同備考の2中「1万5,000円」を「1万4,950円」に、「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「9,450円」を「9,400円」に、「50円を」を「100円を」に改め、同6の付表中

4,150円	3,750円	1,300円	4,450円
1,450円	1,400円	1,500円	1,900円
1,350円	1,300円	1,150円	—
1,450円	1,200円	1,250円	—
1,450円	1,200円	1,250円	—
1,350円	1,150円	1,150円	—
—	—	—	2,700円

を

4,000円	3,600円	1,300円	4,250円
1,350円	1,250円	1,300円	2,050円
1,250円	1,200円	1,100円	—
1,550円	1,350円	1,300円	—
1,550円	1,350円	1,300円	—
1,400円	1,300円	1,200円	—
—	—	—	2,550円

に改め、同表の

7中「2,800円」を「2,850円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に、「1,000円」を「1,050円」に

改め、同表の8中

講習1時間について 700円
講習1時間について 2,450円

を

講習1時間について 750円
講習1時間について 2,350円

に、「2,200円」を「2,100円」に、「4,700円」を「4,650円」に、「4,150円」を

「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に、「3,150円」を「3,100円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「2,100円」を「2,050円」に、「2,750円」を「2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、

「2,450円」を「2,400円」に、「600円」を「500円」に、「950円」を「800円」に、「1,500円」を「1,350円」に、「950円」)

講習1時間について 2,450円
600円
950円

を

講習1時間について 2,400円
500円
800円

を「800円」に、「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,350円
(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		13,350円（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,200円）

を

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,250円
(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		13,200円(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)
(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間について1,900円

に改め、

同表の9中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第4の8の改正規定(道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第14号に掲げる講習に係る部分に限る。)は、同年6月1日から施行する。

交通企画課
東北信運転免許課

規則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中「|情報分析官|」を「|総括情報官|」に改める。

別表第2のアの8級の項中「118,500円」を

「118,000円」に改め、同表のケの9級の項中

「120,600円」を「120,000円」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1のウの改正規定は、同年3月20日から施行する。

人事委員会事務局

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に、「基づき、警察職員定数」を「より、警察職員の定数」に改める。

別表中「

73	115	359	258	145	950	282	1,232
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

」を

「

74	116	371	268	161	990	282	1,272
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

」に、

「

45	134	618	764	757	2,318	163	2,481
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

44	134	612	759	748	2,297	163	2,460
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、